

條あたがに從したがひ償金しやうきんを要求をまをする時ときの日當ひつじやうりよひ旅費りよひの外ほか若干じやくんの償金しやうきんを給まよするとあるべし

第五十二條 解剖かいぼう舎密せふみ等の費用ひようぎよ及び數多かずたの時間じかんを要えうする翻譯ほんやく料れうの類るいの日當ひつじやうの外別ほかべつ之これを給與まよすべし

第五十三條 裁判費用さいばんひようの宣告せんこくを受け未だいま之これを納めざる前まへ於おいて犯人てんぱん身死みしする時とき其相續人そのさうぞくじんより之これを徵收ちやうしうす

第五章 賠償處分

第五十四條 贓物犯人ざうぶつぱんじんの手て在ある時とき直ちたゞに被害者ひがいしやに還付くわんぷすと雖も若し轉轉てんてんして他人たじんの手て在ある時とき被害者ひがいしやの請求しやうきうに因より還給くわんきふせしむる者ものとす

第五十五條 贓物轉轉ざうぶつてんてんして他人たじんの手て在ある時とき公商こうしやうに因より買取さいしゆしたる物品ぶつびん其公商そのこうしやう若くは被害者ひがいしやより買取者さいしゆしやに原價げんげを償つくさひざれば直ち還給くわんきふせしむるを得えず

若し公商こうしやうに由らずして買取さいしゆしたる物品ぶつびん其還給そのくわんきふを拒むことを得えず但し其買取者そのさいしゆしやの賣者さいしやに對し轉償てんしやうを求むことを得えず

第五十六條 贓物ざうぶつを受け又またに典物てんぶつとして受取りうけとたる者もの其贓物そのざうぶつ現在げんざいする時とき還給くわんきふを拒むことを得えず但し典物たゞしてんぶつとして受取りうけとたる者もの典主てんしゆに對し轉償てんしやうを求むことを得えず

第五十七條 贓物交換ざうぶつこうかんして現在げんざいする時とき公商こうしやうに由ると否いやとを區別くべつし第五十五條でうの例れいに從したがつて處分しよぶんすべし

第五十八條 贓物已お費用したる時又の識別す可からざる時

又の其所在の知れざる時の損害の賠償を請求するを得

第五十九條 人の名譽若くの殺傷お關したる損害其他犯罪の

爲め現お生じたる損害の賠償を請求するを得但失火の

此限お在らば

第六十條 贓物の還給損害の賠償の其犯罪を審判する刑事裁

判所お請求するを得

若し其審判已お終りたる後の民事裁判所お非ざれば之を請

求せらることを得ず

第六十一條 刑事裁判所お於て贓物の還給損害の賠償を請求

する者の通常の文書又の言語を以て之を爲すとを得其民事

裁判所お請求する者の民事訴訟の程式お從ふべし

第六十二條 贓物の還給損害の賠償の本犯死する時の其相續

人に對し之を要求するを得

第六十三條 贓物の還給損害の賠償の宣告を受けたる者還給

賠償せざるときは被害者より更お民事裁判所お身代限りの

處分を請求するを得

通俗刑法參考諸布令

新舊法比照(明治十四年第八十一號布告)

刑法第三條第二項に依り新舊法を比照するに左に從ふべし

第一條 新舊法比照するに左の如し

新法

舊法

死刑

斬絞

無期徒刑

懲役終身

有期徒刑

無期流刑

禁獄終身

有期徒刑

- 六 重懲役 ちゆうちやうえき
- 七 輕懲役 けいちやうえき
- 八 重禁獄 ちゆうきんごく
- 九 輕禁獄 けいきんごく
- 十 重禁錮 ちゆうきんこ
- 十一 輕禁錮 けいきんこ
- 十二 罰金 やつぎん
- 十三 拘留 こじうりう
- 十四 科料 くわれう

- 懲役十年 ちやうえき
- 懲役七年 ちやうえき
- 禁獄十年 きんごく
- 禁獄七年 きんごく
- 懲役十一日以上
五年以下 懲役十一日以上
五年以下
- 禁獄鎖錮十一日
以上五年以下 禁獄鎖錮十一日
以上五年以下
- 贖罪收贖罰金科 贖罪收贖罰金科
- 料二圓以上 料二圓以上
- 懲役禁獄鎖錮拘
留十日以下 懲役禁獄鎖錮拘
留十日以下
- 贖罪收贖罰金科
料二圓未満 贖罪收贖罰金科
料二圓未満

第二條 舊法の刑期新法主刑の刑期内けいさく しんぽふしゆけい けいさく けいさくに於て懲役百日ちやうえき以下以下該あたる者もの新法しんぽふに照し二月以上四年以下てらうの重禁錮ちゆうきんこに該あたる時ときは新法しんぽふに從したがふ

但舊法の刑期に過ぐるとを得ずたゞしきうえふ けいさく に せき ちやうえき（舊法に於て懲役百日以下きうてふ ちやうえき該あたる者もの新法しんぽふに照し二月以上四年以下てらうの重禁錮ちゆうきんこに該あたる時ときは新法しんぽふに從したがふ）二月以上百日以下の重禁錮ちゆうきんこに處するの類るる）若もし舊法きうてふの刑期新法主刑の短期に等しくけいさく しんぽふしゆけい たんき ひせて舊法きうてふに定役ていえきある時ときは舊法きうてふに從したがふ（舊法に於て禁獄二十日に該あたる者もの新法しんぽふに照てらえ一月以上一年以下の重禁錮ちゆうきんこに該あたる時ときは舊法きうてふに從したがふ）禁獄三十日に處するの類るる）

第三條 舊法新法の刑共に短期長期ある者きうてふ しんぽふ けいとちも たんき ちやうき其短期の短き者もの そのたんき みじくものに從したがふ但たゞ其長期の短き者ものに過ぐるとを得ずたゞしきうえふ けいとちも たんき ちやうき（舊法に於て一年以上三年以下の懲役ちやうえきに該あたる者もの新法しんぽふに照てらえ三月以上四年以下

の重禁錮は該る時は新法に従ひ三月以上三年以下の重禁錮
 に處るの類（若し舊法新法の刑其短期等をくまて舊法に
 定役なく新法に定役ある時の舊法に従ふ）（舊法に於て二月
 以上三年以下の禁獄は該る者新法に照し二月以上二年以下
 の重禁錮に該る時の舊法に從ひ二月以上二年以下の禁獄に
 處するの類）

第四條 舊法の贖罪收贖若くは罰金科料の金額新法主刑の金
 額内に在る時の新法に従ふ但舊法の金額を過ぐると得ず
 第五條 舊法新法の罰金科料共多數寡數ある者の其寡數の
 寡者に從ふ但其多數の寡者過ぐると得ず

第六條 舊法に於て單一體刑に該る者新法に於て罰金を附加
 すべき時の其罰金を附加せず

第七條 舊法に於て體刑に該る者新法に於て罰金科料に該る
 時の新法に從ふ舊法に於て贖罪收贖若くは罰金科料に該る
 者新法に照し體刑に該る時の舊法に從ふ

第八條 舊法に從ひ贖罪收贖に處したる者其金額を延期限内
 に納完する能はざる時の一圓を一日に折算し輕禁錮又は拘
 留に換ふ但一圓未滿と雖も仍ば一日に折算す

第九條 舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ重罪の刑に處す
 る時の新法の附加刑と適用せず但除族追奪沒收の類は舊法

お従ふ したがふ

第十條 舊法よ於て體刑お該る者新法お從ひ禁錮の刑に處と
る時の監視を附加せす

第十一條 華士族の犯罪新法よ於て輕罪に該る者舊法お從ひ
處斷する時の其族を除せせ

第十二條 新法と舊法とを比照するに各其本法よ照し加減
したる者を以て本刑と爲す

第十三條 舊法よ於て棒鎖に該る者の仍る棒鎖よ處す

○密賣淫處分(明治十四年第六拾四號布告)

賣淫の義の刑法第四百二十五條第十項に明文之有り候得共

當分の内其の取締懲罰の從前の通り東京の警視廳其他の地
方官へ委任す

通俗刑法參考諸布令 終

治
罪
法

通俗治罪法目録

○第一編

總則

一丁

○第二編

刑事裁判所の構成及び權限

十四丁

第一章

通則

十五丁

第二章

違警罪裁判所

二十一丁

第三章

輕罪裁判所

二十三丁

第四章

控訴裁判所

二十六丁

第五章

重罪裁判所

二十九丁

第六章

大審院

三十一丁

第七章

高等法院

三十三丁

○第三編

犯罪の捜査起訴及び豫審

三十六丁

第一章

捜査

全丁

第一節

告訴及び告發

全丁

第二節

現行犯罪

四十丁

第二章

起訴

四十四丁

第一節

檢察官の起訴

全丁

第二節

民事原告人の起訴

四十六丁

第三章

豫審

四十七丁

第一節

令狀

五十丁

第二節

密室監禁

六十二丁

第三節

證據

六十三丁

第四節

被告人の訊問及び對質

六十五丁

第五節

檢證及び物件差押

六十八丁

第六節

證人訊問

七十三丁

第七節

鑑定

八十四丁

第八節

現行犯の豫審

八十八丁

第九節

保釋

九十二丁

第十節

豫審終結

九十五丁

第四章

豫審上訴

百二丁

○第四編

公判

百十五丁

第一章 通則

百十五丁

第二章 違警罪公判

百四十三丁

第三章 輕罪公判

百五十三丁

第四章 重罪公判

百六十五丁

○第五編 大審院の職務

百八十二丁

第一章 上告

全丁

第二章 再審の訴

百九十五丁

第三章 裁判管轄を定むるの訴

百九十九丁

第四章 公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

二百一丁

○第六編 裁判執行復権及び特赦

二百三丁

第一章 裁判執行

全丁

第二章 復権

二百八丁

第三章 特赦

二百十一丁

通俗治罪法目錄終

つちぞくちんりつ
通俗治罪法

第一編 總則
そつたいの
きそく

第一條 公訴の犯罪を證明し刑を適用するとを目的とする者
おほやけのうつたへ
そよりつ
さだ
くべつ
したが
けんさつくわんこれ
おこ
おして法律お定めたる區別を従ひ檢察官之を行あふ

第二條 私訴の犯罪を因り生じたる損害の賠償贓物の返還を
しそ
はんざい
よ
しやう
そんがい
せいしやうさうよつ
へんくわん
わたくしのうつたへ
もくてき
目的とする者おして民法お従ひ被害者お屬せ

第三條 公訴の被害者の告訴を待て起る者お非を又告訴私訴
こうそ
ひがいしや
こくそ
まつ
おこ
もの
あら
こくそ
しそ
の棄權お因て消滅する者に非を但法律お於て特に定めたる
きけん
よつ
せうめつ
もの
あら
たしそよつ
おい
こと
さだ
場合の此限を在らざ
ばあひ
このかぎり
あ

第四條 私訴の其金額の多寡を拘はらば公訴を附帯して刑事裁判所を爲すことを得但法律に於て其裁判所を私訴を爲すことを許さるる場合の此限を在らば

又私訴の別を民事裁判所を爲すことを得

第五條 公訴私訴の裁判の管轄裁判所を於て現に施行する法律に定めたる訴訟手續に従ひ之を爲すべし

第六條 刑事裁判所又の刑事裁判所と民事裁判所とを於て公訴私訴並起する時の公訴の裁判を先て私訴の裁判を爲す可らば若し賠償返還の言渡しありたる後刑の言渡しありたる時に共其効なるとるべき

第七條 民事裁判所を爲したる時の檢察官の起訴あるを非ざる願下を爲し更刑事裁判所を爲すことを得

刑事裁判所を爲したる時の被告人の承諾を得て願下を爲し更民事裁判所を爲すことを得

第八條 被告人免訴又の無罪の言渡しを受けたりと雖も民法に従ひ被害者より賠償返還を要するの妨礙と爲るとある可し

第九條 公訴を爲すの權に左の條件に因て消滅す
一 被告人の死去

二 告訴を待て受理すべき事件に付ての被害者の棄權又ハ

私和

三 確定裁判

四 犯罪の後頒布したる法律に因り其刑の廢止

五 大赦

六 期滿免除

第十條 私訴を爲すの權は左の條件に因て消滅す

一 被害者の棄權又ハ私和

二 確定裁判

三 期滿免除

第十一條 公訴期滿免除の期限左の如し

一 違警罪ハ六ヶ月

二 輕罪ハ三年

三 重罪ハ十年

第十二條 私訴期滿免除の期限ハ被害者無能力ある時又ハ民事裁判所又其訴を爲したる時と雖も公訴期滿免除の期限

と同一ありとす

公訴ハ付死既に刑の言渡はりたる時の民法ハ定めたる期滿免除の例に従ふ

第十三條 公訴私訴期滿免除の期限ハ犯罪の日より起算す但

繼續犯罪けいぞくてんざいふ付てそのちゆう其最終の日より起算す

第十四條 期滿免除の刑事裁判所けいざいさいせんしよ於て檢察官若くは民事原告人より起訴の手續を爲し又豫審若くは公判の手續ありたるに依り其期限の経過を中斷し其未だ發覺せざる正犯せいはんざうてん及ひ民事擔當人おんじたんとうじんに付ても亦同じ

期滿免除の期限の経過を中斷したる時の起訴豫審又と公判の手續を止めたる日より更さら其期限を起算す但前後の日數を通過して第十一條じゅういちじょうに定めたる期限の二倍を超過すべから

第十五條 起訴豫審又の公判の手續其規則そびに背きたるに因り

無効むかうに屬する時の期滿免除の期限の経過を中斷するの効かうある可し但裁判官の管轄違たがひあるに因り其手續の無効に屬する時の此限このかぎりに在ら

第十六條 被告人免訴又は無罪の言渡を受たる場合そあひに於て其訴訟の原由告訴人告發人又は民事原告人の惡意若くは重大過失くわじつに由る時は是等の者ものに對し損害の償を要むるとを得

被告人刑の言渡を受たりと雖も告訴人告發人又は民事原告人より惡意若くは重大過失に因り其犯罪に付き過實の申立を爲したる時亦同じ

民事原告人豫審又と公判の 渡お對し上訴を爲し敗訴した
る時の被告人其上訴お困り生じたる損害の償を要むることを
得

要償の訴の本案の裁判言渡あるまで何時も其裁判所お
之を爲すことを得

第十七條

被告人無罪の言渡を受けたりと雖も裁判官檢察官
書記又の司法警察官お對し償を要むるの訴を爲すことを得ず
但是等の官吏被告人お對し故意を以て損害を加へ又の刑法
も定めたる罪を犯したる場合の此限も在らず

第十八條

此法律お於て期限を計算するも時を以てする者の
即時より起算し日を以てする者の初日を算入せず若し最終
の日休暇お當る時の期限お算入すべからず但期滿免除の期
限の此限も在らず

一日と稱するの二十四時を以てし一月と稱すると卅日を以
てし一年と稱するの曆も從ふ

第十九條

此法律も定めたる期限の陸路八里毎お一日の猶
豫を加ふ八里も滿ざるものと雖も三里以上なる時亦同じ
島地又の外國との路程の猶豫の別お法律を以て之を定む

第二十條

此法律お於て訴訟を爲すも付も定めたる期限を經
過したる時の特別の場合を除くの外其權も失ふべし

第二十一條

訴訟關係人の裁判所々在地に居住せざる時の其地
に假住所を定め書記局に届置く可し否に依る時の書類の送
達なしと雖も異議を申立てることを得ず

第二十二條

此法律に於て訴訟關係人の書類を送達するに付
き別な規則あらざる時は書記其送達書を作り書記局所屬の
使丁をして之を送達せしむ

若し書類の送達を受くべき者裁判所の管轄地外に在る時の
其地の裁判所の書記に送達の事を囑託す可し

第二十三條

送達書は二通を作り其一通を本人に渡し本
人に渡すことを得ざる時の其住所に於て同居の親屬又ハ雇人

に渡すべし

送達人の之を受取る者をして其二通に署名捺印せしむ若
し署名捺印すると能はざる時の其旨を附記すべし

同居の親屬又ハ雇人は書類を渡すことを得ず若くハ是等の者
之を受取ることを肯ざる時の其地の戸長に渡置き戸長の其書
類に認印し速に本人に送達するの處分を爲す可し

送達人の書類を受取りたる者の氏名場所及ハ日時を其二通
に記載すべし本條の規則に背きたる時の書類送達の効な
る可し

送達人の其一通を書記局に還納し書記局に於てハ送達の證

として之を保存すべし

第二十四條 休暇の日及び日出前日没後の書類の送達を爲す可うらず此規則を背きたる時の其送達の効なかるべし但本人承諾して其送達を受けたる時の此限を在らず

第二十五條 官吏の作るべき書類の其所屬署名の印を用ひ年月日及び場所を記載して署名捺印し毎葉を契印すべし若し官署の印を用ふると能はざる場合に於て其事由を記載すべし此規則を背きたる時の其書類の効なかるべし

官吏は非ざる者の作るべき書類の本人自ら署名捺印すべし若し署名捺印すると能ざる時の官吏の面前に於て作りたる場合を除くの外立會人代署し其事由を記載すべし

第二十六條 官吏其他何人にも限らず訴訟に關する書類の正本及び謄本を作るに付き文字を改竄すべからず若し挿入削除及び欄外に記入する時の之を認印すべし文字を削除する時の之を讀得べき爲め字體を殘し其數を記載すべし其規則に背きたる時の其變更増減の効なかるべし

第二十七條 此法律に於て定めたる豫審又は公判に付ての規則に頒布以前に係る犯罪も亦之を適用す

頒布以前に爲したる訴訟手續當時の法律に背かざる時の其効ありとす

効ありとす

第二十八條 此法律の將來頒布すべき別段の法律に於て豫審
又の公判の手續を定めたる犯罪も又之を適用す但其法律
に抵觸する規則の此限不在らず

從前布頒したる別段の法律に於て豫審又の公判の手續を定
めたる犯罪に付て前項の例不在らざ

第二十九條 此法律は陸海軍に關する法律を以て處分すべき
者に適用せんとを得ず

第三十條 此法律に於て親屬と稱するは刑法第百十四條第百
十五條の例に従ふ

第二編 刑事裁判所の構成及び權限

第一章 通則

第三十一條 通常刑事の裁判權の民事の裁判權と同一の裁判
所に屬す

第三十二條 裁判所の位置及び管轄の區劃の司法卿の奏請に
因り上裁を以て之を定む

第三十三條 裁判所の檢察官一名又の數名を置く
第三十四條 刑事に付き檢察官の職務左の如し

- 一 犯罪を捜査す
- 二 犯罪に付取調の處分及び法律の適用を裁判官に請求す
- 三 裁判所の命令及び言渡の執行を指揮す

四 裁判所さいばんしょ於ておいて公益こうえきを保護ほごす

第三十五条 検察官けんさつかん一名いちめいの公庭こうていに立會たちあふべし

第三十六条 裁判所さいばんしょの書記しやくし一名いちめい又またの數名かずめいを置く

第三十七条 書記しやくしの豫審よしん及び公判こうたんは立會調書たちあひちやうしよ公判始末書こうたんしまつがき其他ほか

訴訟そしよに關する一切いっけつの書類しよるゐを作るべし

又裁判言渡書またさいばんごんわたしがき其他一切いっけつの書類かぎつを保存ほぞんすべし

第三十八条 犯罪ざんざいの種類しゆるゐに因り裁判管轄さいばんくわんかつを定むると左さの如ごとし

一 違警罪ゐげざいの違警罪裁判所ゐげざいざんらんしよ

二 輕罪けいざいの輕罪裁判所けいざいざんらんしよ

三 重罪ぢゆうざいの重罪裁判所ぢゆうざいざんらんしよ

重罪ぢゆうざい及び輕罪けいざい又またの輕罪けいざい及び違警罪ゐげざいは付つた同時どうじは同一どういつの被告ひごう人に對し訴うたはりたる時ときの附帶ふたいの犯罪ざんざいは非あらぞと雖いへども上等じやうとうの裁判所さいばんしょ併あせて之これを管轄くわんかつす

第三十九条 左さの場合あひは於ては附帶ふたいの犯罪ざんざいありとす

一 同一どういつの場所せじよに於て同時どうじに一人いちにん又またの數人かずにんにて數罪かずざいを犯をかし

ゐる時とき

二 數人かずにん通謀つうぼうして日時にちじ又またの場所せじよを異ことにし數罪かずざいを犯をかしゐる時とき

三 自己みづかみ又またの他人たにんの犯罪ざんざいを容易よういにする爲め又またの其罪そのつみを免まぬる

爲め他の罪たつみを犯をかしたる時とき

第四十条 同等どうとうの裁判所さいばんしょに於ては犯罪ざんざいの地ちの裁判所さいばんしょを以て豫

審及び公判の管轄なりとす

犯罪の地分明なざる時の被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄ありとす

第四十一條 數箇の裁判所の管轄地内に於て同時に又の繼續して一箇の罪を犯したる時の其中にて被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄ありとす

數罪俱發の場合も亦同じ

第四十二條 犯罪の地に非ざる裁判所の管轄地内に於て被告人を逮捕したる時の最近の管轄裁判所に送致す可し
令狀を以て被告人を逮捕しする時の其令狀を發したる裁判

所に送致すべし

第四十三條 數箇の裁判所の管轄なる場合に於て被告人を逮捕せると能い若くは法律上逮捕するを許さるる時の其中にて最初豫審又の公判に着手したる裁判所を以て其管轄ありとす

第四十四條 從犯の正犯を管轄する裁判所を以て其管轄ありとす

數箇の裁判所の管轄に属する正犯數名ある時の其中にて最初豫審又の公判に着手したる裁判所を以て其管轄ありとす
高等法院及び陸海軍裁判所の管轄に付き法律に於て特に定

ある場合の本條の例は在らざ

第四十五條

外國に在て犯したる罪日本國の法律に依り處斷

すべき者にして内地に於て被告人を逮捕したる時の逮捕の

地の裁判所を以て其管轄ありとす又外國より送致したる時

の送致の地の裁判所を以て其管轄ありとす

缺席裁判を爲すべき場合に於ての被告人最終住所の地の裁

判所と以て其管轄ありとす其住所分明ならざる時の裁判管

轄を定めたるの訴を爲すべし

第四十六條

商船内の犯罪に付ての管轄及び訴訟手續の別に

法律を以て之と定む

第四十七條

豫審を爲したる裁判官の其公判に干預す可から

ず前に豫審又は公判を申したる裁判官の哀訴及び缺席裁判

に對する故障を除くの外其上訴の裁判に干預すべからざ此

規則に背たる時の其言渡の効あかる可し

第四十八條

裁判所の訴を受けたる事件に付自ら其管轄なり

や否を判決するの權あり其判決に付て本案の事件終審を

るべし場合と雖も通常の規則に從ひ檢察官其他訴訟關係人

より上訴するを得

第二章 違警罪裁判所

第四十九條

治安裁判所の違警罪裁判所とし其管轄地内に

於て犯したる違警罪を裁判す

第五十條 違警罪裁判所判事の職務の治安裁判所判事之を行ふ

判事差支あるとき判事補其職務を行ふ

第五十一條 違警罪裁判所檢察官の職務の其裁判所々在の地の警部之を行ふ

第五十二條 違警罪裁判所檢察官の毎月未決既決の事件表を作り輕罪裁判所檢事と差出すべし

事件表の違警罪裁判所判事認印し且意見ある時の之を附記すべし

第五十三條 違警罪裁判所書記の職務の治安裁判所書記之を行ふ

第三章 輕罪裁判所

第五十四條 始審裁判所の輕罪裁判所として其管轄地内於て犯したる輕罪を裁判す

又重罪及び輕罪の豫審を行ふ
又其管轄地内れ違警罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁判す

第五十五條 輕罪裁判所判事の職務の裁判所長より始審裁判所判事一名又は數名に順次滿一年間之を命ぜ

又満一年間更に其職務を繼續せしむるを得

第五十七條 判事差支ある時の其他の判事又ハ判事補其職務を行ふ判事補の豫審又ハ公判に立會ひ意見を述るとを得

第五十八條 輕罪裁判所檢察官の職務ハ始審裁判所檢事又ハ其指名したる檢事補之を行ふ

第五十九條 輕罪裁判所書記の職務ハ始審裁判所書記之を行ふ

第六十條 東京警視本署長及び府縣長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察官として犯罪を捜査するハ付檢事と同一の權を有す但東京府長官ハ此限に在らず

左ハ記載しふる官吏ハ檢事の補佐として其指揮を受け第三編に定めふる規則ハ從ヒ司法警察官として犯罪を捜査す可

一 警視警部

二 區長郡長

三 治安判事

四 警部の在らざる地の戸長

第六十一條 司法警察官又ハ裁判官ハ地の司法警察官檢察官又ハ裁判官より犯罪取調の爲め其管轄地内ニ於テ證憑其他事實參考となるべき事物を集取すべきの囑託を受くること

るべし

第六十二條 検事の二月毎に豫審及び公判の未決已決の事件表を作り控訴裁判所検事長に差出すべし

又違警罪裁判所検察官より差出したる事件表を同時に検事長に差出し且意見ある時の之を附記すべし

事件表より裁判所長認印し且意見ある時の之を附記すべし

第四章 控訴裁判所

第六十三條 控訴裁判所は刑事局を置き輕罪裁判所と始審の裁判に對する控訴を裁判す但其裁判の判事三名以上ふて之を爲す可し

第六十四條 刑事局判事の職務は裁判所長より其裁判所判事

數名に順次滿一年間之を命す

又滿一年間更に其職務を繼續せざるを得

第六十五條 刑事局判事差支ある時の裁判所長より民事局判事をして其職務を行はむ

裁判所長の何時よりも裁判長と爲ることを得

第六十六條 刑事局検察官の職務は其裁判所検事長又は其指名しうる検事之を行ふ

第六十七條 検事長の其裁判所の管轄地内は於て輕罪裁判所検事小属する司法警察及び起訴の職務を行ひ又は其所属の

検事をして之を行ひまむるを得

又起訴及び其他の職務を付さ其管轄地内の検察官を告達す
とあるべし

検事長の其管轄地内の検察官及び司法警察官を監督す

第六十八條 検事長の三月毎に豫審及び公判の未決既決の事

件表を作り司法卿に差出すべし

又輕罪裁判所検事より差出しうる事件表を同時に司法卿に

差出し且意見ある時の之を附記すべし

事件表の裁判所長認印し且意見ある時の之を附記すべし

第六十九條 刑事局書記の職務に其裁判所書記之を行ふ

第五章 重罪裁判所

第七十條 重罪裁判所の其管轄地内於て犯したる重罪を裁

判す

第七十一條 重罪裁判所の三月毎に之を開く

若し事件夥多ある時の控訴裁判所長及び検事長より司法卿

に具申し其許可を得て臨時開廳するを得

第七十二條 重罪裁判所の控訴裁判所又ハ始審裁判所於て

之を開く

第七十三條 重罪裁判所の左の職員を以て裁判を爲すべし

一 裁判長一名但控訴裁判所長より其裁判所判事の中於て之

を命ぜ

二

陪席判事四名但控訴裁判所又於て開く時の裁判所長より其裁判所判事中之て之を命じ始審裁判所又於て開く時の其裁判所長及び先任せし判事を以て之に充つ

第七十四條

重罪裁判所檢察官の職務の控訴裁判所檢察長又其指名したる檢事之を行ふ

始審裁判所に於て開く時の檢察長より始審裁判所檢事をして其職務を行はしむるを得

第七十五條

重罪裁判所書記の職務の開廳すべき裁判所の書記之を行ふ

第七十六條

控訴裁判所檢察長の閉廳の後既決事件表を作り司法卿に差出すべし

事件表に於て控訴裁判所長認印し且意見ある時の之を附記すべし

第六章 大審院

第七十七條

大審院又刑事局を置き左の條件を裁判す

一 上告

二 再審の訴

三 裁判管轄を定むるの訴

四 公安又の嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第七十八條 又刑事局に於ては判事五名以上を非ざれば裁判を爲すべからず

第七十九條 刑事局判事の職務に司法卿の奏請を因り其院判事之を命ず

判事差支ある時の民事局判事授任の順序は從ひ其職務を行ふ

第六節 大審院

第八十條 刑事局檢察官の職務に其院檢事長又は其指名したる檢事之を行ふ

第八十一條 刑事局書記の職務に其院書記之を行ふ

第八十二條 檢事長の三月毎に豫審及び公判の未決既決の事

件表を作り司法卿に差出すべし

事件表は本院長認印し且意見ある時の之を附記すべし

第八十六章 第七章 高等法院

第八十三條 高等法院は於ては刑法第二編第一章第二章に記載したる重罪を裁判す

又皇族の犯したる重罪及び禁錮の刑に該るべき輕罪を裁判す

又勅任官の犯したる重罪を裁判す

前二項に記載しうる者の正犯及び從犯の身分の如何を問はず其院に於て之を裁判す

第八十四條 高等法院の司法卿の奏請を以て之を開く其裁判すべき事件及び開院とべた場所も亦上裁を以て之を定む

第八十五條 高等法院の左の職員を以て裁判を爲すべし

一 裁判長一名陪席裁判官六名但元老院議官大審院判事中より毎年豫め上裁を以て之を命ぜ

二 豫備裁判官二名但前項の式は従ひ之を命ず

第八十六條 豫審判事の職務の上裁を以て大審院刑事局判事

一名又の數名を命ず

第八十七條 高等法院檢察官の職務の大審院檢察事長又の司法

卿より指名したる檢事之を行ふ

第八十八條 高等法院書記の職務の大審院書記之を行ふ

第八十九條 高等法院の裁判に對しての上訴を許さず但左の

條件に於て其院に上訴するとを得

一 闕席裁判ありたる場合に於て故障

二 第四百三十六條と同一の場合に於て哀訴

三 第四百三十九條と同一の場合に於て再審の訴

第九十條 被告事件夥多なる時又の再審の訴を裁判すべき時に新職を命ずるとあるべし

第九十一條 高等法院の訴訟手續の通常の規則に從ふ

第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

第一章 捜査

第九十二條 檢察官の後に記載したる告訴告發現行犯其他の

原由に因り犯罪あることを認知し又ハ犯罪ありと思料しうる

時の其證據及び犯人を捜査ス第百七條以下の規則に従ひ起

訴ル手續を爲すべし

第一節 告訴及び告發

第九十三條 何人に限らず重罪輕罪ハ因り損害を受けたる者

ハ犯罪の地若クハ被告人所在の地の豫審判事檢事又ハ司法

警察官ハ告訴するを得

豫審判事告訴を受けたる時の第百十四條以下の規則に従ひ

其處分を爲すべし

檢事告訴を受たる時の第百七條の規則に従ひ其處分を爲

すべし

司法警察官告訴を受けたる時の速に其書類を檢事ハ送致す

べし

違警罪ハ付てハ犯罪の地の違警罪裁判所檢察官又ハ司法警

察官に告訴をすることを得其告訴を受たる司法警察官ハ之を

違警罪裁判所檢察官ハ移すべし

第九十四條 告訴人の成る可ク其證據及び事實參考と成る可

べし

まことを申立て

又告訴人の第百十條以下の規則に從ひ民事原告人と爲るとを得

第九十五條 告訴の告訴人の署名捺印しるる書面を以て之を爲すべし

又告訴の口述を以て之を爲すとを得其告訴を受けらるる官吏の調書を作り告訴人に之を讀聞かせ共に署名捺印すべし若し告訴人署名捺印すると能はざる時の其旨を附記すべし

告訴人への告訴を受けらるるの證書を渡すべし

第九十六條 官吏其職務を行ふに因り重罪輕罪あることを認知

し又の重罪輕罪ありと思料したる時の速に其職務を行ふ地の檢事に告發すべし告發の官吏の署名捺印しるる書面を以て之を爲し成る可く證據及び事實参考と爲るべき事物を添ふ可し

違警罪に付ての違警罪裁判所檢察官に告發すべし

第九十七條 何人へ限らず重罪輕罪あることを認知し又の重罪輕罪ありと思料したる時の第九十四條第九十五條の規則に從ひ其所在の地若くは犯罪の地の豫審判事檢事又の司法警察官に告發するを得

告發を受けたる官吏の第九十三條の規則に從ひ其處分を爲すべし

をべし

第九十八條

告訴告發の代人に委任して之を爲すとを得

但第九十六條の場合に此限を在らざ

無能力者の告訴の法律に定めたる代人之を爲すも其効あり

と

第九十九條

告訴告發の其願下を爲し又其申立を變更する

とを得此場合と雖も第十六條の規則に従ひ被告人より要償の訴を受くるとあるべし

第二節 現行犯罪

第百條

現行犯罪との現に行ひ又の現に行ひ終りたる際に發

覺きたる罪を謂ふ

第百一條

重罪輕罪を付さ左の場合に現行犯に准ず

一 犯人として一人又の數人又追呼る時

二 兇器贓物其他犯人と思料すべき物件を携帶したる時

三 家宅内にて犯したる罪を檢證する爲め又其犯人と思

料べた者を逮捕する爲め戸主より官吏又其處分を求め

る時

第百二條

司法警察官及び巡查其職務を行ふに當り重罪輕罪

の現行犯あることを知りたる時の令狀又の命令を待たして被告人を逮捕すべし

違警罪は現行犯あることを知りたる時の被告人の氏名住所を問ひ之を違警罪裁判所檢察官に告發し其氏名住所分明ならざる又は逃亡の恐ある者の違警罪裁判所に引致せんとす得

第三百三條 巡査被告人を逮捕しうる時の速よ之と司法警察官より引致すべし

其被告人を受取りたる司法警察官の逮捕及び告發に付ての調書を作るべし

第三百四條 司法警察官被告人を逮捕し又之を受取りたる時の假し被告人の訊問及び檢證處分を爲さべし

第三百五條 何人不限らず重罪輕罪の現行犯ある場合よ於ての直ちに被告人を逮捕するを得

第三百六條 前條の場合よ於て被告人を逮捕しうる者の之を司法警察官に引致すべし若し引致せんとを得ざる時の自己の氏名職業住所及び其逮捕の事由を陳述して假に之を巡査に引渡すを得

被告人を巡査に引渡する時の速よ告發又の告發を爲さべし被告人又の巡査の逮捕を爲さる者よ對し其官署に至ることを求むるを得但逮捕を爲しうる者の正當の事由ある非ざれば其求と拒むとを得ず

第二章 起訴

第一節 檢察官の起訴

第一百七條 檢事犯罪の捜査を終りたる時の左の手續を爲す可し

一 重罪と思料しうる事件に付ては豫審判事に豫審を求む可し

二 輕罪と思料しうる事件に付ては其輕重難易に従ひ豫審と求め又の直ち豫審裁判所を爲す可し

三 違警罪と思料しうる事件に付ては證據書類意見書を添へ之を違警罪裁判所檢察官に送致す可し

四 被告人の身分犯罪の種類又の場所より其管轄に屬せざる者と思料せたる事件に付ては之を管轄裁判所檢察官に送致す可し

被告事件罪と爲らざり又の公訴受理す可からざる者と思料したる時の起訴の手續を爲す可からざり

第一百八條 前條の場合に於て被告事件告訴に係る時の檢事より其處分を被害者へ通知す可し

第一百九條 檢事豫審を求むる時の證據及び事實參考と爲る可き事物を送致し且臨檢す可き場所逮捕す可き人名及び原被の證人と爲る可き者を指示す可し

第二節 民事原告人の起訴

第一百十條 重罪輕罪の被害者公訴に附帶して私訴を爲さんと
する時の告訴と共に之を申立て又の告訴を爲したる後其旨
を豫審事判に申立つ可し

豫審判事直ちに被害者より民事原告人と爲る可きの申立を
受けたる時の檢察官の起訴なしと雖も公訴私訴を併せて受
理したる者とす

豫審判事の何れの場合に於ても直ちに被害者より民事原告
人と爲る可きの申立を受けたる時の其旨を檢事へ通知し可
し

第一百一十條 被害者の公訴の本案に付き始審終審の裁判言渡

あるまで何時にても私訴を爲す若くは其要むる所を變更す
るとを得

又私訴の願下を爲したる後更は其申立を爲し若くは其要む
る所を變更するとを得

第一百一十二條 被害者の代人を委任して私訴を爲し又の其願下
若くは棄權を爲すとを得
被害者無能力なる時の法律に定めたる代人之を爲す可し

第三章 豫審

第一百三十三條 現行の重罪輕罪を除くの外豫審判事の前章に定

以て被告人を送致することを得

第一百七七條 検事の豫審中何時にても豫審判事に請求して訴訟書類を檢閲することを得

但二十四時内之を還付す可し

又必要なりとする處分及び付き臨時其請求を爲すことを得

第一節 令狀

第一百十八條 豫審判事の検事又は民事原告人の起訴及び重罪輕罪の事件を受理しうる時の被告人に對し先づ召喚狀を發す可し但召喚狀の送達と被告人出廷との間少くとも二十四時の猶豫ある可し

召喚狀に因り出廷せざる被告人に即時に之を訊問す可し又遅くとも出廷の日を過ぐることを得ず

第一百十九條 豫審判事の召喚狀を受く可き被告人其管轄地内及び住せざる時の訊問す可き條件を明示し被告人住所の地の豫審判事に其處分を囑託することを得

第一百二十條 豫審判事召喚狀を受けたる被告人其日時に出席せざる時の勾引狀を發することを得

第一百二十一條 豫審判事の左の場合に於ては直ちに勾引狀を發することを得

- 一 被告人定まりたる住所あふざる時

二 被告人罪證を湮滅し又の逃亡するの恐ある時

三 被告人未遂罪又の脅迫罪を犯仍は其目的を遂んとするの恐ある時

第二百二十二條 勾引狀執行の命を受けざる者の其令狀を發せざる豫審判事ハ被告人を引致す可し

勾引狀を以て引致せざる被告人ハ四十八時内ハ之を訊問す可し若し其時間を経過する時ハ勾留狀を發するに非ざれば當然之を釋放す可し

第二百二十三條 勾引狀を發せたる前被告人既に豫審判事の管轄地外ニ在る時ハ被告人より其所在の地豫審判事の取調を

求むることを得其求を受けたる豫審判事ハ假ニ被告人を勾留し速ニ勾引狀を發せざる豫審判事ハ其旨を通知す可し

第二百二十四條 前條の場合ニ於て勾引狀を發せたる豫審判事ハ被告人を勾留せたる豫審判事ハ訊問の條件を明示して其處分を囑託し又ハ前ニ發せたる勾引狀を以て被告人を送致す可きことを請求す可し

其囑託を受けたる豫審判事ハ被告人を訊問したる後其旨を勾引狀を發したる豫審判事ニ通知し其意見を聽き被告人を放免し又ハ前ニ發したる勾引狀を以て管轄豫審判事ハ送致す可き言渡を爲す可し

第二百二十五條 豫審判事の召喚状又ハ勾引状を受たる被告人
疾病其他正當の事由ありて令状に應ずる能はざることを證明
したる時の被告人の所在に就て之を訊問するを得若し被
告人其管轄地外に在る時の其所在の地の豫審判事ハ訊問の
事を囑託す可し

第二百二十六條 勾留状の被告人逃亡し又ハ第二百二十三條の場
合を除くの外被告人を訊問したる後禁錮以上の刑に該る可
き者と思量するハ非ざれば之を發する事を得

第二百二十七條 豫審判事の勾留状を執行したるより十日を過
くる時の之を收監状に換へ若くハ第二百十九條の規則に從

ハ被告人を責付す可し

檢事の被告人を責付するとあく更ハ十日間之を勾留す可き
とを豫審判事ハ求むるを得

第二百二十八條 収監状の既に取掛りたる豫審の手續を檢事ハ
通知し且其意見を聽きたる後に非ざれば之を發するを得

第二百二十九條 収監状にハ左の條件を記載す可し

- 一 被告事件の概略及ハ加重減輕の模様ある時の其概略
- 二 其罪を罰す可き法律の正條
- 三 檢察官の意見を聽きたると

第三百三十條 總て令狀にの被告事件及び被告人の氏名職業住所を記載す可し但召喚狀を除くの外其氏名分明あらざる時の容貌體格等を明示と可し

又令狀にの之を發するの年月日時を記載し豫審判事及び書記署名捺印す可し

勾引狀 勾留狀 収監狀 の巡查をて之を執行せしむ

第三百三十一條 召喚狀の第二十三條の規則に從ひ書記局所属の使丁をてて被告人又の其住所之を送致せむ

第三百三十二條 勾引狀 勾留狀 収監狀の日本全國に於て之を執行す但時宜に因り正本數通を作り巡查數人分付する

とある可し

前項の令狀を執行するにの被告人に正本を示し其謄本を下付す可し此場合於ての第二十三條第二項第四項の規則に

從ふ

第三百三十三條 令狀執行に命を受るる巡查の被告人其家宅若くは他人の家宅に潛匿しりと思料しる時の其地の戸長又其差支ある時の隣佑二名以上の立會を求め之を搜索す可し

巡查の被告人を發見したると否とに拘りらば搜索調書を作り立會人と共に署名捺印す可し

家宅搜索の日出前日没後之を爲すとを得

第三百二十四條

豫審判事の被告人他の管轄地内は潜匿しるる
ことを知り又の潜匿しるると思料しるる場合於て被告事件
急速を要する時の巡査に令状を帶行せしむるを得
巡査の被告人所在の地の豫審判事検事又の司法警察官は令
状を示して即時に執行を求む可し

第三百二十五條

豫審判事の被告人所在の地を覺知しるる能
ざる時の各控訴裁判所検事長に被告人の人相書を送致し搜
査及び逮捕を爲す可きことを請求するを得
請求を受ける検事長の其管轄地内の検事をして捜査及び逮

捕の處分を爲さしむ可し

第三百二十六條

陸海軍在營の軍人軍屬は對し令状を發したる
時の所屬長官に令状を示す可し長官の已むとを得ざる差支
ある非されば本人をして速に令状を應せしむ可し其行軍
の際亦同し

第三百二十七條

勾留状又の収監状を受けたる被告人の速に其
令状に記載したる監倉に引致す可し若し其監倉に引致する
と能はざる時の假令最近の監倉に引致するを得
何れの場合に於ても監倉長の令状を檢閲して被告人を受取
り其證書を渡す可し

第三百二十八條 令狀執行の命を受けたる巡査の之を執行したると又執行すると能はざる時の其事由と令狀の正本を記載す可し

巡査の令狀執行に關する書類を書記局に差出し書記の其受取證書を渡す可し

第三百二十九條 勾留状又の収監状を受く可き被告人既に監倉若くの獄舎に在る時の書記より之を本人に送達し其旨を正本及び謄本に記載す可し

第四百十條 密室監禁の場合を除くの外被告人の監獄則ち從ひ官吏の立會に依り其親屬故舊又の代言人に接見することを

得

書翰書籍其他の書類の豫審判事の檢閲を経たる後に非ざるに被告人と外人と之を授受することを許さる但豫審判事の其書類を留置くとを得

第四百十一條 豫審判事の被告事件禁錮以上の刑に該る可き者に非ざらばと思料したる時の豫審中何時にても勾留状又の収監状を取消す可し但收監状を取消す時の豫め檢察官の意見を聽く可し

第四百十二條 監倉よの刑法治罪法を備置き被告人の請求を從ひ之を貸與す可し

第二節 密室監禁

第四百三十三條 豫審判事の豫審中事實發見の爲め必要なりと思料したる時の檢事の請求より因り又ハ職權を以て勾留狀若くハ収監狀を受たりたる被告人を密室に監禁するの言渡を爲すを得

第四百四十四條 密室禁監の言渡を受けたる被告人の一名毎之を別室に置き豫審判事の允許を得るハ非ざるハ他人と接見し又ハ書類貨幣其他の物品を授受することを許さず食物飲料藥餌其他監倉より給す可き物品と雖も監倉長の特指名したる者をして之を給與せしむ

第四百四十五條 密室監禁の十日を超過す可はず但十日毎其

言渡を更改することを得 言渡を更改する時の其事由を裁判所長に報告す可し 豫審判事の十日間ハ少くとも二度被告人を訊問し通常の規則に從ひ調書を作る可し

第三節 證據

第四百四十六條 法律に於てハ被告事件の摸様に因り有罪なるの推則を定るとかし 被告人の白狀官吏の檢證 調書證據物件證人の陳述鑑定人の申立其他諸般の徵憑の裁判官の判定に任ぜ

第四百十七條 豫審判事の檢察官民事原告人被告人の請求を因り又ハ職權を以て事實發見の爲め必要なりとする證據憑を集取す可し

第四百十八條 豫審判事臨檢家宅搜索物件差押又ハ被告人證人の訊問を爲すハ書記の立會を必要とす書記の調書を作リ豫審判事と共に署名捺印す可し

裁判所外に於て急遽の際書記の立會を得ると能ハざる時ハ立會人二名あるを要す

但監倉に就て被告人を訊問する時ハ其監倉の官吏一名をして立會のしむ可し

前項の場合に於てハ豫審判事自ら調書を作り之を讀聞のせ立會人と共ハ署名捺印と可し

書記又ハ立會人かくして爲しうる處分ハ其効ある可し

第四節 被告人の訊問及び對質

第四百十九條 豫審判事の先づ被告人を訊問と可し

但檢證を爲し又ハ證人を訊問するに付テ急遽を要する時ハ

此限ハ在らず

第四百五十條 豫審判事の被告人をして其罪を白狀せしむる爲

め恐嚇又ハ訴言を用ふ可からず

第四百五十一條 書記の訊問及び陳述を録取し被告人ハ之を讀

聞かす可し

豫審判事の被告人又其陳述の相違なきや否を問ひ署名捺印せしむ可し若し署名捺印すると能はざる時の其旨を附記す可し

書記の本條の式を履行したることを記載し豫審判事と共に署名捺印す可し

第二百五十二條 被告人其陳述に付き變更増減す可きことを申立たる時の更ふ訊問を爲す前條の規則に從ひ其訊問及び陳述を録取し之を續聞らせ署名捺印し可し

第二百五十三條 被告人の陳述書の謄本を求むるを得

第二百五十四條 豫審判事の被告人の共犯あると人違なきと其他事實を發見す可き一切の模様を證する爲め必要ありとする時の被告人と他の被告人證人又其他の者と對質せしむることを得

第二百五十五條 書記の對質人の陳述及び對質人因り生ぜる一切の事件を録取し對質人又其對質人關する部分を讀聞かす可し

第二百五十一條 第二百五十二條の規則の對質人付て亦之を適用す

第二百五十六條 被告人又對質人聾なる時の書面を以て問ひ

啞なる時の書面を以て答へしむ若し聾者啞者文字を知らざる時の通事を命ぜ可し

被告人又の對質人國語に通せざる時亦同じ

第五十七條 通事の正實も通譯も可きの宣誓を爲す可し

書記の通事の調書を讀聞かせ之も署名捺印せしむ可し第百

九十二條第百九十三條第百條の規則の本條も亦之を適用す

第五節 檢證及び物件差押

第五十八條 豫審判事の事實發見の爲め必要なりとする時の重罪輕罪の犯所に臨み檢證を爲す可し

又檢事の請求ありたる時の如何なる場合と雖も臨檢を可し

第五十九條 豫審判事の犯罪の性質方法日時場所及び被告人の人違あきとを證明す可き摸樣も付き調書を作る可し

又被告人の利益と爲る可き摸樣をも記載す可し

第六十條 豫審判事の臨檢の場合に於て發見しうる物件其

出所及び摸樣も因り被告人の人違あきと又の犯罪の摸樣を

知るも足る可しと思料したる時の之を差押へて認印を爲し

目錄を作る可し但し其物件を監護し又の遞送するの書記之

を擔任す可し

第六十一條 豫審判事の臨檢家宅搜索物件差押も付き其日

処分を終らざる時の場所の周囲を閉鎖し又の看守者を置くことを得

第六十二條 豫審判事の告人の住所又の事實を證明す可

き物件を藏匿するの疑ある者の住所に臨検することを得

被告人又の物件を藏匿する者其住所在らざる時の同居の

親屬若し其在らざる時の戸長の立合あるを要す

第三十三條第三項の規則の本條も亦之を適用に

第六十三條 被告人の臨檢家宅搜索の處分は立會ひ又の代

人をして立會ひしむることを得

若し被告人勾留を受けざる時の自ら立會ふことを得但豫審

判事本人の立會を必要なりとする時の此限は在らず

民事原告人及び其代人の前に記載したる處分に立會ふことを

得但豫審判事の立會の爲め豫審を遅延す可からず

第六十四條 家宅搜索の場合に於て豫審判事の第六十條

の規則は從ひ物件を差押ふ可し

物件を差押へたる時の其目録の謄本と立會人に渡す可し

第六十五條 豫審判事の被告人物件差押の處分は立會ひた

ると否とを問はず其物件を被告人に示し辯解を爲しむ可し

其訊問及び陳述の之を調書に記載す可し

第六十六條 豫審判事の臨檢の場所に於て證人の陳述を聽

くことを必要なりとする時の書記の立會は依り各別に之を訊問す可し

第七十條以下の規則の本條も亦之を適用す

第六十七條 豫審判事の前數條に記載したる處分中何人も

限らず允許を得て其場所へ出入するとを禁ずるを得

若し其禁を犯す者ある時の之を逐斥し又の處分を終るまで

之を留置せると得

第六十八條 豫審判事の其管轄地内と雖も時宜は因り臨檢

家宅搜索の事を其地の治安判事は囑託するとを得

第六十九條 豫審判事の事實發見の爲め必要ありとする時

驛遞電信鐵道の官署諸會社其事由を通知し被告人又の

豫審に關係ある者より發し若くは是等の者も對し發したる

書類電報又の物件を受取開披するとを得但受取證書を渡す

可し

前項の書類物件不用は属したる時の其官署又の會社へ還付

す可し

第六節 證人訊問

第七十條 豫審判事の檢事民事原告人又の被告人より證人

として指名したる者を呼出す可し

原告證人被告證人の員數夥多なる時の指名の順序に従ひ又

の最も事實を知る可しと思料したる者輕罪事件に付て各五名重罪事件に付て各十名を限り先づ之を呼出す可し但事實發見の爲め必要ありとする時の此限に在らざ又原被の指名せざる者と雖も豫審判事の職權を以て證人として之を呼出すを得

第七十一條

證人の豫審判事の名を以て之を呼出す可し但其呼出狀の第二十三條の規則に従ひ之を送達す可し

若し證人管轄地外に在る時の其所在の地の輕罪裁判所書記に送達す可し

第七十二條

豫審判事の證人裁判所々在の地に住せざる時の其住所の地の治安判事に訊問の事を囑託することを得

若し證人管轄地外に在る時の其所在の地の豫審判事又治安判事は訊問の事を囑託することを得

本條の場合に於て呼出狀の囑託を受けたる判事の名を以て其裁判所の書記局より之を送達す可し

第七十三條

呼出狀の證人の氏名住所及び職業を記載す可し

又出頭の日時場所及び呼出に應せざる時の罰金を言渡し且勾引する可き旨を記載す可し

呼出状の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫ある可し

第七十四條 證人疾病公務其他正當の事故より呼出を應ぜざる能はざることを證明したる時の豫審判事其住所に就て之を訊問す可し

第七十五條 證人と爲る可き者陸海軍在營の軍人軍屬ある時の其所屬長官を経由して呼出状を送達し其長官の即時に出廷せしむ可きことを認可し又其職務上已むことを得ざる差支ある時の其事由を付して出廷の延期を豫審判事より請求す可し

第七十六條 豫審判事の前二條に定めたる差支の場合を除くの外證人呼出に應ぜざる時の檢事の意見を聴き二圓以上十圓以下の罰金を言渡す可し但其言渡に對しての故障及び控訴を許さざ

豫審判事の其證人より對し罰金の言渡書と共に再度の呼出状を送達し又の直ち勾引状を發することを得但其費用の證人をして之を擔當せしむ
若し證人再度呼出を應ぜざる時は二倍の罰金を言渡し且勾引状を發するとある可し

第七十七條 豫審判事の證人初度又の再度の呼出状を受け

どると其呼出狀第百七十三條は規則に背れたると又の豫知
し難き正當の事故ありて出廷する能はざりしとを證明し
る時の検事の意見を聽き其罰金の言渡を取消す可し

第百七十八條 證人呼出狀は因り出廷したる時の其呼出狀
を書記に差出す可し若し之を遺失したる時の其人違なきと
を證明す可し

第百七十九條 豫審判事は證人として呼出したる者又對し其
氏名年齢職業住所及び第百八十一條に記載したる者ありや
否を問ふ可し

第百八十條 豫審判事の證人をして愛憎畏懼の心なく正實に
陳述を爲す可きことを宣誓せしむ可し

豫審判事の證人又宣誓書を讀聞かせ之は署名捺印せしむ若
し署名捺印すると能はざる時の其旨を附記す可し宣誓書の
訴訟書類は添置く可し

第百八十一條 左に記載したる者の證人と爲ることを許さず但
事實參考の爲め其陳述を聽くことを得

- 一 民事原告人
- 二 民事原告人及び被告人の親屬
- 三 民事原告人及び被告人の後見人又は是等の者の後見を
受くる者

四 民事原告人及び被告人の雇人

第四百八十二條 左に記載したる者亦前條と同し

一 十六歳未満の幼者

二 知覺精神の不充充分なる者

三 瘖啞者

四 公權を剝奪せられ又は公權を停止せられたる者

五 重罪事件に付き重罪裁判所に移すの言渡を受け又は重

禁錮の刑に該る可き輕罪事件に付き公判に付せられたる者

六 現に陳述を爲す可き事件に付き會て訴を受け其證憑充

分あらざるに因り免訴の言渡を受けざる者

第四百八十三條 證人宣誓を肯せず又は宣誓して陳述を肯せず

る時の豫審判事檢事の意見を聽き刑法第八十條に從ひ罰

金を言渡す可し但其言渡に對しての故障及び控訴を許さず

醫師藥商穩婆又は代言人辯護人代書人公證人若くは神官僧

侶其身分職業に關する秘密の事件に付き委託を受けたる者

の前項の例に在らざる

第四百八十四條 證人の他の證人及び被告人と各別之を訊問

す可し但事實發見の爲め必要ありとする時の證人その他の證

人又は被告人と對質せしむるを得

第八十五條 豫審判事は証人の陳述を確實ならしむる爲め必要ありとする時の重罪輕罪の犯所又の其他の場所も同行するを得

若し証人同行することを肯せざる時の第七十六條の規則に従ひ罰金を言渡す可し

第八十六條 第八十七條 第八十八條 第八十九條 第九十條 第九十一條 第九十二條 第九十三條 第九十四條 第九十五條 第九十六條 第九十七條 第九十八條 第九十九條 第一百條 第一百零一條 第一百零二條 第一百零三條 第一百零四條 第一百零五條 第一百零六條 第一百零七條 第一百零八條 第一百零九條 第一百一十條 第一百一十一條 第一百一十二條 第一百一十三條 第一百一十四條 第一百一十五條 第一百一十六條 第一百一十七條 第一百一十八條 第一百一十九條 第一百二十條 第一百二十一條 第一百二十二條 第一百二十三條 第一百二十四條 第一百二十五條 第一百二十六條 第一百二十七條 第一百二十八條 第一百二十九條 第一百三十條 第一百三十一條 第一百三十二條 第一百三十三條 第一百三十四條 第一百三十五條 第一百三十六條 第一百三十七條 第一百三十八條 第一百三十九條 第一百四十條 第一百四十一條 第一百四十二條 第一百四十三條 第一百四十四條 第一百四十五條 第一百四十六條 第一百四十七條 第一百四十八條 第一百四十九條 第一百五十條 第一百五十一條 第一百五十二條 第一百五十三條 第一百五十四條 第一百五十五條 第一百五十六條 第一百五十七條 第一百五十八條 第一百五十九條 第一百六十條 第一百六十一條 第一百六十二條 第一百六十三條 第一百六十四條 第一百六十五條 第一百六十六條 第一百六十七條 第一百六十八條 第一百六十九條 第一百七十條 第一百七十一條 第一百七十二條 第一百七十三條 第一百七十四條 第一百七十五條 第一百七十六條 第一百七十七條 第一百七十八條 第一百七十九條 第一百八十條 第一百八十一條 第一百八十二條 第一百八十三條 第一百八十四條 第一百八十五條 第一百八十六條 第一百八十七條 第一百八十八條 第一百八十九條 第一百九十條 第一百九十一條 第一百九十二條 第一百九十三條 第一百九十四條 第一百九十五條 第一百九十六條 第一百九十七條 第一百九十八條 第一百九十九條 第二百條

第八十七條 皇族又の勅任官証人ある時の豫審判事書記と共に其所在に就て陳述を聴く可し

第八十八條 書記の証人の陳述に付き各別に調書を作る可し

其調書に証人宣誓を爲したると又の爲さざるの事由を記載す可し

第八十九條 豫審判事の証人其陳述の相違なきや否を知らしむる爲め書記をして調書を讀聞せしむ可し

証人の其陳述を變更増減せんとを請求するを得書記の請求ありたると及び變更増減の條件を調書に記載し豫審判事及び証人と共に署名捺印す可し若し証人署名捺印すると能はざる時の其旨を附記す可し

第九十條 証人の即時に出廷し付ての旅費日常を要むると

を得

若し日稼を以て生業とする者ある時の旅費日當の外日稼高に等しき償金を要むるを得

本條の場合に於て豫審判事其金額を定め之を言渡す可し

第七節 鑑定

第九十一條 豫審判事の犯罪の性質方法及び結果を分明ならしむる爲め鑑定人を必要ありとする時の學術職業に因り鑑定するを得可き者一名又ハ數名をして鑑定を爲さしむ可し

第九十二條 鑑定人の書記局より呼出狀を以て之と呼出す

可し其呼出狀に犯罪事件の付き鑑定を命ぜると及び呼出お應せざる時の罰金を言渡す可きことを記載す可し

鑑定人呼出に應せざる時の第九十七條の規則に従ひ處分す可し但勾引狀を發することを得ず

第九十七條の規則の本條にも亦之を適用す

第九十三條 鑑定人の正實な鑑定す可きの宣誓を爲す可し

其宣誓の第九十條の式に従ふ

書記の鑑定人の宣誓したることを鑑定命令書の紙尾に記載し之に宣誓書を添置く可し

第九十四條 鑑定人宣誓を肯せざる時の豫審判事檢事の意

見を聴き刑法第七十九條より從ひ罰金を言渡す可し但其言
渡は對しては故障及び控訴を許さざ

第九十五條 第八十一條第八十二條に記載しる者お

の鑑定を命ずるを得ず但急遽の際正當の鑑定人と爲る可
き者なき時の事實參考の爲め鑑定を命ずるを得

第九十六條 豫審判事の成る可く鑑定は立會ふ可し

第九十七條 豫審判事は鑑定人の請求を因り又の職權を以
て鑑定人を増加し又の別人をして鑑定せしむるを得

第九十八條 鑑定人の鑑定書を作り其手續結果及び鑑定を
爲したる時間を詳記す可し

若し結果を得ざる時の其推測する所を記載す可し

鑑定人意見を異にする時の各自鑑定書を作り又の各自の意
見を一箇の鑑定書に記載す可し

第九十九條 鑑定人は鑑定書お年月日を記載し署名捺印及

び契印を可し

又鑑定書に豫審判事之を受取りたる年月日を記載し書記
と共に捺印を可し

鑑定書は鑑定命令書に添置く可し

外國人鑑定を爲しる時の其鑑定書に裁判所より命ぜたる
通事の作りたる譯本を添置く可し

第二百條 鑑定人及び通事の旅費給料其他相當の費用を給與す可し

第八節 現行犯の豫審

第二百一一條 豫審判事の検事より先現行の重罪輕罪あることを知りたる場合於て其事件急速を要する時の検事の請求を待たず直ち其旨を通知し豫審を取掛ることを得
豫審判事の犯所を臨檢し令狀を發し其他此章に定めたる規則を從ひ豫審の處分を爲すとを得

第二百二條 前條の場合に於ての検事の起訴をしと雖も豫審判事檢證調書を作るを以て公訴を受理したる者とす其調書

は現行の重罪又の輕罪あることを記載す可し豫審判事は速に書類を檢事へ送致す可し但檢事より其豫審手續を繼續す可き者も非ざるの意見ありと雖も通常の規則に從ひ之を終結す可し

第二百三條 檢事の豫審判事より先現行の重罪輕罪あることを知りたる時の豫審判事を待つことなく其旨を通知して犯所に臨檢し豫審判事に属する處分を爲すことを得但罰金の言渡を爲すことを得ず

第二百四條 前條の場合に於て檢事の證憑書類に意見書を添

へ速み之を豫審判事へ送致す可し

第二百五條 第二百三條に於て檢事に許したる職務の司法警察官も又假し之を行ふとを得但令狀を發するとを得ず
司法警察官の證憑書類を意見書を添へ被告人と共に速に之を檢事へ送致す可し

第二百六條 檢事被告人を受取りたる時の二十四時内之を訊問し調書を作り勾留狀を發すると否とを問ひ一切の書類を請求書を添へ豫審判事へ送致す可し

若し起訴を爲す可からざる者と認めたる時の直ちに被告人を放免す可し

第二百七條 豫審判事の二十四時内に被告人を訊問す可し此場合に於ては檢事の發したる勾留狀を解き又之を存することを得

第二百八條 豫審判事の檢事又の司法警察官の爲したる手續に付き更む其取調を爲すとを得但檢事又の司法警察官の作りたる調書の之を訴訟書類へ添置く可し

第二百九條 檢事の輕罪の現行犯に係る場合よ於て勾留狀を發したると否とを拘りらば被告人を訊問したる後豫審を求むるに及ばずと思料する時の直ちに輕罪裁判所に呼出すことを得

第九節 保釋

第二百十條 豫審判事の豫審中勾留状又ハ収監状を受けたる被告人の請求に因り検事の意見を聽き何時までも呼出に應じ出廷す可き證書を差出さしめ保釋を許すことを得

被告人無能力ある時の親屬又ハ代人より保釋を求むることを得

第二百十一條 前條の證書の書記局ハ差出可し

保釋中被告人を呼出す時の出廷より二十四時前ハ其報知を爲す可し

第二百十二條 保釋を許すよハ金圓を以て被告人の出廷を保

證せしむ可し但豫審判事其金額を定め保釋を許すの言渡書

ノ記載を可し

第二百十三條 保證を爲すハ被告人又ハ其他の者より保證

金若クハ貯金預所又ハ銀行の預證書を書記局ハ差出す可

又裁判所の管轄地内ハ住し且充分なる資力ある者より金額

ノ充つ可き保證書を差出すことを得

第二百十四條 保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして

出廷せざる時の保證金の全部又ハ幾分を没入を可し

第二百十五條 保證金を没入するよハ検事の意見を聽き豫審

判事其言渡を爲す可し

若し他人の保證に係る時の民事の規則に従ひ之を徴收す可し

第二百十六條 豫審判事保證金を没入しうる時の保釋の言渡を取消す可し

又豫審中保釋の言渡を取消せしむるを必要ありとする時の檢事の意見を聽き其言渡を取消す可し

第二百十七條 豫審判事保證金を没入しうる後免訴の言渡違警罪裁判所に移すの言渡又罰金に該る可き輕罪に付し輕罪裁判所又移すの言渡を爲したる時の檢事の意見を聽き前

に没入しうる金額を還付す可し

第二百十八條 豫審判事免訴の言渡違輕罪裁判所へ移すの言渡又罰金に該るべき輕罪に付し輕罪裁判所へ移すの言渡を爲し若くは保釋の言渡を取消したる時の保證金を還付す可し

第二百十九條 豫審判事の保釋の請求あると否とを問はず檢事の意見を聽き被告人を其親屬又の故舊に責付するを得

第十節 豫審終結

第二百二十條 豫審判事の被告事件其管轄に非ずとし又は他より取調を要するを以しと思料したる時の豫審終結の處分

付き、つぎ 検事けんじの意見いけんを求むる爲め、一切いっさいの訴訟書類そしやうしよるゑを送致そうちす可し。
検事けんじと訴訟書類そしやうしよるゑの意見いけんを付し三日さんじつ内うち之これを還付くわんかす可し。

第二百二十一條 検事けんじの豫審充分よしんじゆうぶんならずと思料しりやうし、とき其その條件てうけんに付つき更さらに取調とりしらへを請求せうきうすると得う若もし豫審判事よしんはんじ其請求そのせうきうを肯せざる時ときの検事訴訟書類けんじそしやうしよるゑの意見いけんを付し二十四時じゅうし内うち之これを還付くわんかす可し。

第二百二十二條 豫審判事よしんはんじの検事けんじの意見いけん如何いかんあるを問ばず後のちに記載きざいしたる言渡ごんわたを以て豫審よしんを終結しうけつす可し。

第二百二十三條 豫審判事よしんはんじの被告事件ひこくじけん其管轄かんかくより非ざることを認めたる時ときの其旨そのむねを言渡ごんわたす可し若し勾留こうりうを要する者そのと認めたる時ときの其旨そのむねを言渡ごんわたす可し。

第二百二十四條 豫審判事よしんはんじの左の場合はあひに於て免訴めんその言渡ごんわたを爲し、
且被告ひこくじけん人勾留こうりうを受けたる時ときの放免ほうめんの言渡ごんわたを爲す可し。

- 一 犯罪ざんざいの證據充分しやうへうじゆうぶんならざる時とき
- 二 被告事件ひこくじけんじけん罪と爲らざる時とき
- 三 公訴こうその期滿免除きまんめんじよと爲りたる時とき
- 四 確定裁判かくていさんぱんを経る時とき
- 五 大赦たいしやくありたる時とき
- 六 法律はふりつに於て其罪そのつみを全免ぜんめんする時とき

本條の場合に於て被害者と民事裁判所に非ざれば要償の訴を爲すことを得ず

第二百二十五條

被告事件違警罪ありと思料したる時の違警罪裁判所へ移すの言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時の釋放の言渡を爲す可し

第二百二十六條

被告事件輕罪ありと思料したる時と輕罪裁判所へ移すの言渡を爲す可し

被告人勾留を受けたる場合よ於て罰金の刑に該る可也者と
思料したる時は釋放の言渡を爲す可し

禁錮の刑に該る可き者と
思料したる時は保釋を許し又と責

付を爲すことを得

若し被告人未だ勾留を受けざる時の令狀を發することを得

第二百二十七條

被告事件重罪なりと思料したる時の重罪裁判所へ移すの言渡を爲す可し若し保釋を許し又の責付を爲したる時の其言渡を取消す可し

重罪裁判所へ移すの言渡書よの控訴裁判所檢察長の指揮あるまで豫審を爲したる裁判所の監倉に被告人を留置す可きことを記載す可し

第二百二十八條

豫審終結の言渡よの事實及び法律に依り其理由を付す可し

管轄非ざるの言渡を爲すもの其原由を明示し若し被告人を勾留す可き時の其原由を明示す可し

免訴の言渡を爲すもの被告事件罪と爲らざると公訴受理す可からざると及び其原由又犯罪の證據充分ならざる時の其旨を明示す可し

違警罪裁判所輕罪裁判所又の重罪裁判所へ移すの言渡を爲すもの犯罪の性質摸樣證據の充分なると及び其罪を罰す可き法律の正條を明示す可し

第二百二十九條 前條の言渡書への第二百二十條の規則に従ひ被告人の氏名等を明示す可し

第二百二十條 書記の速に豫審終結の言渡書の謄本を檢事民事原告人及び被告人へ送達す可し但是等の者の第二百四十六條以下の規則に従ひ其言渡を對し故障を爲すことを得

第二百三十一條 被告人を逮捕すると能はざる場合於て重罪裁判所又の禁錮の刑に該る可き輕罪に付き輕罪裁判所へ移すの言渡を爲したる時の其旨を言渡書に記載す可し但被告人の現に勾留を受るる非ざれば其言渡を對し上訴を爲すことを得

第二百三十二條 前條の場合於て檢事又の民事原告人の假に被告人の財産を差押ふ可きことを民事裁判所へ請求する

を得

第二百三十三條 豫審終結の言渡を爲したる時の豫審判事より速み其旨を裁判所長に報告す可し

又十五日毎に未決の豫審判事付き簡略なる報告書を差出す可し

第四章 豫審上訴

第二百三十四條 左の場合に於ては檢事又ハ被告人より豫審終結に至るまで何時も故障を爲はんとを得

- 一 管轄違の申立を棄却したる時
- 二 法律に背き令狀を發し又ハ之を發せざる時

三 法律に背き保釋責付を爲し又ハ之を爲さざる時

四 越權の處分ある時

民事原告人の私訴に付き第四の場合に於て故障を爲はんとを得

第二百三十五條 故障を爲さんと見る者の其裁判所の書記局

に趣意書を差出可し故障ありたる時の書記其趣意書の謄本を對手人に送達し對手人の三日内にお答辨書を差出はんとを得

故障に付ては豫審處分の執行を停止せしむ但保釋責付を爲したるに付ては檢事より故障ありたる時の其執行を停止す

第二百三十六條 故障の其裁判所の會議局に於て判事三名以

上よて趣意書答辨書其他訴訟書類及び検事の意見書に依り之を判決す可し

會議局の言渡の速よ之を執行す但其言渡に對して豫審終結の言渡ありたる後上告を爲すとを得

第二百三十七條 左の場合に於て検事被告人又の民事原告人より豫審終結に至るまで豫審判事を忌避はるとを得

一 豫審判事又の配偶者と被告人被害者又の是等の者の配偶者と親屬なる時

二 豫審判事被告人又の民事原告人の後見人なる時

三 豫審判事又は其配偶者に於て民事原告人被告人又の是

等の者の親屬より賄賂を非せと雖も贈物を收受し若くは聽許したる時

第二百二十八條 忌避の申立に豫審判事は之を爲す可し但其

申立を爲すに趣意書二通書記局に差出す可し

書記は趣意書を豫審判事へ送致し豫審判事の送致を受け

たるより二十四時内其申立を認可し又の棄却する趣意書の紙尾に記載し一通を書記局に藏置し一通を本人に送達す可し

第二百三十九條 豫審判事忌避の申立を棄却したる時其申

立人より故障を爲すとを得

くわいぎきよくおひ
會議局お於ての故障の趣意書及び豫審判事の辨明書お依り
はんけつ
判決を爲す可し

第二百四十條 豫審判事の忌避の申立ありたる時又其申立
を棄却したるに付き故障ありたる時と雖も豫審の手續を繼
續す可し但終結の言渡を爲すを得
又急速を要せざる事件も付て豫審の手續を停止するを得
得

第二百四十一條 會議局お於て忌避付ての故障と棄却した
る時の上告を爲すを得但豫審終結の言渡ありたる後お非
ざれの之を爲すを得

第二百四十二條 豫審判事自々第二百三十七條お定めたる原
由あると認め又回避す可き者と思量したる時の會議局
も回避の申立を爲す可し
回避の申立の會議局お於て之を判決可し

第二百四十三條 會議局お於て忌避又回避の申立を認可し
たる時の裁判所長更は他の判事をして豫審を爲さしむ可し
其判事と檢事其他訴訟關係人の請求も依り又職權を以て
前豫審判事の爲したる處分と雖も更に取調を爲すを得

第二百四十四條 書記は自ら回避し又檢事其他訴訟關係人
より會議局も申立て之を忌避することを得

第二百四十五條 檢察官は被告人又は民事原告人より之を忌

避するを得ず若し自ら回避す可死者と思料したる時其

旨を會議局に申立つるを得

檢事補自ら回避す可き者と思料したる時は其旨を檢事に申

立つ可し檢事の其申立を許す可し

第二百四十六條 檢事は總て豫審終結の言渡又對し故障を爲

すを得

民事原告人は私訴に付き越權の處分あるに因り豫審終結の

言渡又對し故障を爲すを得

被告人は重罪裁判所又移すの言渡に對し故障を爲すを得

輕罪裁判所又は違警罪裁判所に移すの言渡又對しくは豫審

判事の管轄違越權又其事件を移す可き裁判所の管轄違

非ざれば故障を爲すを得

第二百四十七條 故障の期限の一日ありとす但言渡書の送達

ありたるより之を起算す

第二百四十八條 檢事民事原告人及び被告人故障を爲すひ

申立書を書記局又差出す可し書記の速よ其旨を對手人又通

知す可し

故障申立人の三日内又趣意書を書記局に差出す可し

書記の速よ趣意書を對手人に送達し對手人の三日内又答辨

書記の速よ趣意書を對手人に送達し對手人の三日内又答辨

書を差出せしむを得

第二百四十九條 故障ありたる時の對手人より其判決あるまで何時までも附帶の故障を爲すことを得
附帶の故障ありたる時の書記より其趣意書を對手人へ送達す可し

對手人の三日内に答辨書を差出すことを得

第二百五十條 豫審終結の言渡の故障の期限内又故障ありたる時の其判決あるまで執行を停止す但被告人を勾留し又の保釋責付を取消すの言渡の其執行を停止せず

第二百五十一條 書記の故障趣意書答辨書其他訴訟書類を會議局へ差出す可し

會議局へ差出す可し

第二百五十二條 會議局に於ての第二百二十六條の規則に従ひ故障の判決を爲す可し

豫審判事の言渡を認可しうる時の其旨を言渡し若し其全部又の幾分を取消しうる時の全部を付き更ひ言渡を爲す可し又被告人を保釋責付し又の勾留するの言渡を爲すことを得

第二百五十三條 會議局に於て必要ありとする時の判事一名をして更に豫審を爲し又の其指示する所の條件を付き更ひ取調を爲し其報告書を差出さしむ可し

第二百五十四條 會議局に於て故障の取調中 管轄違 越權又

の公訴受理す可のらざることを發見しする時の職權を以て豫
審判事の言渡を取消せしむを得

第二百五十五條

會議局に於て故障の取調中共犯の起訴を受

けざる者あると附帶の犯罪を付し豫審を受ざる者あると

を發見しする時の檢事の請求を因り又之職權を以て判事一

名をして豫審を爲し其報告書を差出さしむ可し

檢事の意見書を差出せ可し

會議局に於ての報告書其他訴訟書類に依り故障と共に之を

判決す可し

第二百五十六條

故障の判決ありたる時の速に其言渡書の謄

本を檢事民事原告人及び被告人に送達し可し

第二百五十七條

檢事其他訴訟關係人は會議局の言渡に對し

上告を爲すを得

第二百五十八條

被告人に送達す可た言渡書に其言渡を對

し上訴せるを得可きと及び其期限を記載す可し其記載なき

時の規則に従ひ更に言渡書の送達あるまで被告人上訴の權

を失ふとある可し

第二百五十九條

第三百十一條より第三百十三條までの規則

の豫審の上訴を付ても亦之を適用す

第二百六十條

重罪裁判所へ移すの言渡確定したる時の檢事

其言渡書に一切の書類を添へ速よ之を控訴裁判所検事長に送致す可し

検事長の一切の書類證據物件及び被告人を重罪裁判所へ移すの處分を検事長命ず可し

重罪裁判所以外の裁判所に移すの言渡確定したる時の検事速に其執行と爲す可し

第二百六十一條 豫審に於て被告人免訴の言渡を受け其言渡

確定したる時の罪名の變更あるも同一の事件に付き更訴を受くると分かる可し但新なる證據ある時の此限に在らば新なる證據ある時の検事より之を會議局へ差出し會議局に

於て其起訴を許す可きや否を判決す可し

第四編 公判

第一章 通則

第二百六十二條 訴訟事件の書記局の簿冊に登録したる順序

に従ひ之を公判に付す可し

裁判所長の未決拘留の日數を減縮する爲め職權を以て其順序を變更する事を得

又重要なる事由の爲め檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時も亦順序に變更せらるることを得

第二百六十三條 重罪輕罪違警罪の質問辯論及び裁判言渡の

之を公行す否らざる時の其言渡の効あかる可し

第二百六十四條 被告事件公安を害し又ハ猥褻に涉り風俗を害するの恐ある時の裁判所は檢察官ノ請求又因り又は職權を以て其訊問及び辨論ハ傍聽を禁ぜることを得其裁判言渡を爲すに當ては傍聽を許し可し

第二百六十五條 被告人は公廷に於て身體の拘束を受くるとすし但守卒を置くことある可し

禁錮以上の刑を該る可き被告人疾病あるハ非せして出廷を肯せざる時の之を引致ることを得若し出廷して辯論するを肯せざる時の對審として裁判言渡を爲し可し

第二百六十六條 被告人と辯論の爲め辯護人を用ふることを得

辯護人と裁判所々属の代官人中より之を選任し可き但裁判所の允許を得ざる時の代官人に非ざる者と雖も辯護人と爲すことを得

第二百六十七條 被告人公廷に於て暴行又は喧噪を爲す辯論を妨礙する時の裁判長よりさ度告戒を爲す仍之に従ひざる時の檢察官の請求又因り又ハ職權を以て被告人を選任せしめ若くハ勾留することを得

前項の場合に於て對審として引續き辯論及び裁判言渡を爲すことを得

若し辯論二日に渉る時の更ニ被告人を出廷せしむ可し

第二百六十八條 被告人精神錯亂又ハ疾病に因り出廷せんと能はざる時の痊癒に至るまで辯論を停止ス

辯論に取掛りたる後被告人精神錯亂したる時の其痊癒後新ニ辯論を爲し可し其他の疾病に罹る時の痊癒の後前に停

止したるより以後の手續を爲し可し但五日間辯論を停止し又ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時の新ニ辯論

を爲す可し 若し被告事件及ハ法律の適用に付き既ニ辯論を終りたる時

其痊癒の後更に取調を爲し可し又ハ裁判言渡を爲し可し

第二百六十九條 禁錮以上の刑に該る可き被告人公判の日時

ハ出廷せざると雖も豫審終結の言渡書又ハ呼出狀を本人に送達したるの證あるハ非ざれば闕席裁判を爲す可らざる

豫審終結の言渡書又ハ呼出狀を本人に送達すると能はざる場合に於ては裁判所ハ猶豫の期限を定め其期限内ハ被告

人出廷せざる時の闕席裁判を爲す可きハ告知書を親屬若クハ戸長に送達す可し

第二百七十條 闕席裁判したる被告人ハ付てハ辯護人を用ふる事を許さず其親屬故舊ハ被告人の出廷すると能はざる

の事由を證明することを得

裁判所^{さいばんしょ}に於て^{おいて}其事由^{そのじゆう}を正當^{やうたう}なりとする時^{とき}に檢察官^{けんさくわん}の意見^{いけん}を聽^きき裁判延期^{さいばんえんぎ}することを得^える

第二百七十一條 被告人^{ひごくにんちゆう}中の一名^{いちめい}又は數名^{すうめい}出廷^{しゅてい}せしと雖^{いな}も出廷^{しゅてい}したる者に付て^{ついで}通常^{つうじやう}の規則^{きそく}に從^{したが}ひ對審^{たいしん}裁判^{さいばん}を爲^なす可^べし

第二百七十二條 裁判長^{さいばんちやう}の公廷^{こうてい}に於て^{おいて}諸般^{しよはん}の取締^{とりしまり}の爲^{ため}に相當^{さうたう}の處置^{しちぢ}を爲^なすべし

稱讚^{しょうざん}誹謗^{ひぼう}其他^{その他}辨論^{べんろん}を妨礙^{ぼうがい}する者^{もの}ある時は之^{これ}を制止^{せいし}し又^{また}と退廷^{たいてい}せしむる事^{こと}を得^える

第二百七十二條 公廷^{こうてい}に於て^{おいて}輕罪^{けいざい}達警罪^{たつしやうざい}を犯^かしむる者^{もの}ある時^{とき}に其身分^{そのみぶん}の如何^{いかに}に拘^かへらば裁判長^{さいばんちやう}の命令^{めいれい}に因^より之^{これ}を取押^{とりおさ}へ

檢察官^{けんさくわん}の意見^{いけん}を聽^きき直ち^{ただち}に裁判^{さいばん}を爲^なし又^{また}次の公判^{こうはん}に付^つする言渡^{いひわた}を爲^なす可^べし

書記^{しやくし}の犯罪^{はんざい}の事件^{じけん}及び裁判長^{さいばんちやう}の處分^{しよぶん}に付^つた即時^{じくじ}に調書^{てうしよ}を作^{つく}る可^べし

第二百七十四條 前條^{ぜんじょう}の場合^{たがひ}に於て^{おいて}違警罪^{ちやうしやうざい}裁判所^{さいばんしょ}にて^{おいて}違警^{ちやうしやう}罪^{ざい}に付^つき終審^{しゆうしん}の裁判^{さいばん}を爲^なし輕罪^{けいざい}に付^つき始審^{しやしん}の裁判^{さいばん}を爲^なす可^べし

輕罪^{けいざい}裁判所^{けいざいさいばんしょ}其他^{その他}上等^{じやうとう}の裁判所^{さいばんしょ}にて^{おいて}輕罪^{けいざい}に付^つき終審^{しゆうしん}の裁判^{さいばん}を爲^なす可^べし

第二百七十五條 公廷^{こうてい}に於て^{おいて}重罪^{じゆうざい}を犯^かしたる者^{もの}ある時^{とき}に裁判^{さいばん}

長被告人及び証人を訊問し調書を作り裁判所に於て檢察官の意見を聴き通常の規則に従ひ裁判する爲め豫審判事に送付するの言渡を爲す可し

第二百七十六條 裁判所よ於ての訴を受けざる事件に付き裁判を爲す可うらるる但辯論に因り發見したる附帶の事件及び公廷内の犯罪に付て此限に在らるる若し附帶の事件に付き豫審を必要ありとする時の本案の裁判を停止するを得

第二百七十七條 檢察官被告人及び民事擔當人と始審終審を問とる本案の裁判言渡あるまで何時にても管轄違又と公訴

受理に可うらるるの申立を爲すとを得
裁判所よ於ての職權を以て管轄違又の公訴受理す可うらるるの言渡を爲すとを得

第二百七十八條 裁判所よ於て前條の申立を棄却しうる時と本案の裁判言渡を待たる直ちに控訴又の上告を爲すとを得
此場合に於て本案の辯論を停止す

第二百七十九條 檢察官其他訴訟關係人は第二百三十七條よ定めたる原由ある時の違警罪裁判所輕罪裁判所控訴裁判所又は重罪裁判所の裁判官及び書記に對し忌避の申立を爲すとを得

豫審を爲したる裁判官其公判に干預し又ハ始審裁判を爲したる裁判官其終審裁判に干預したる時亦同じ

第二百八十條 忌避の申立ハ本案の裁判言渡に至るまで何時までも之を爲すことを得

忌避の申立ありたる時の本案の辯論を停止す

第二百八十一條 忌避又ハ回避の申立及び其判決を爲すもの

第二百二十八條より第二百四十五條まで定めたる規則に従ふ

第二百八十二條 忌避又ハ回避の申立を棄却したる時は前に停止せざるより以後の手續を取掛る可し但五日間辯論を停

止しざる時は新ニ辯論を爲す可し

變災厄難の爲め訴訟手續を停止しざる時亦同じ

第二百八十三條 公判に於て用ふ可き證據は豫審に於て用ふ可き證據に同之

第二百八十四條 裁判長の檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て豫審中管轄官吏の作りたる調書及び檢證

書類を朗讀せしむることを得

第二百八十五條 調書を作りたる司法警察官ハ檢察官其他訴訟關係人より證人として之を呼出し又ハ裁判所の職權を以

て之を呼出すとを得

豫審判事の裁判所の職權に因り又ハ檢察官其他訴訟關係人より其裁判所の允許を得て調書説明の爲め之を呼出す事を得

第二百八十六條 豫審お於て訊問しよる證人の更お之を呼出すとを得

豫審に於て録取しよる證人の陳述書の更お其證人を呼出さる時證人呼出を受け出廷せざる時又は豫審及び公判に於ての陳述を比較す可た時の檢察官其他訴訟關係人ハ請求お因り又ハ裁判長の職權を以て之を朗讀せしむるとを得

第二百八十七條 第七十八條以下の規則は公判の證人にも亦之を適用と

第二百八十八條 證人は互に言語を接し可のら又陳述前辨論は立會す可からず

第二百八十九條 證人は左の順序に従ひ訊問可し

- 一 檢察官ハ請求に因り呼出しよる證人
- 二 民事原告人の請求に因り呼出しよる證人
- 三 被告人及び民事擔當人ハ請求し因り呼出しよる證人

第二百九十條 證人數名ある時は氏名目録の順序に従ひ之を訊問す可し但裁判長の證人を呼出したる者の意見を聽か

其順序を變更するを得

第二百九十一條 證人及び被告人は裁判長を非ざれば之を訊問することを不得

陪席判事及び檢察官の裁判長を告げ證人及び被告人を訊問する事を得

訴訟關係人の辯論に必要ありとする條件を分明ならしむる爲め證人を訊問す可き事を裁判長に求むるを得

第二百九十二條 證人の陳述不實にして故意に出で禁錮以上の刑を該る可き者と思料したる時の裁判所に於て檢察官其他訴訟關係人の請求を因り又の職權を以て之を取押へ勾引

狀を以て豫審判事を送致す可きの言渡を爲す可し其證人の陳述の書記之を録取し豫審判事に送致す可し本條の場合に於ての裁判所は檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又の職權を以て本案の事件を付き裁判の延期を言渡すことを得

第二百九十三條 證人呼出に應ぜざる時の裁判所に於て即時に檢察官の見意を聽き左の料料罰金を言渡す可し但其言渡に對しての故障及び控訴を許さ

- 一 違警罪事件を付は五十錢以上一圓九十五錢以下の料料
- 二 輕罪以上の事件に付て二圓以上十圓以下の罰金

被告人闕席したる時と其呼出たる証人出廷せざると雖も料罰金を言渡す可し

第二百九十四條 前條の言渡書の即時に書記より本人に送致す可し

其言渡を受けたる者三日内に出廷すると能ひざりし正當の事由を證明したる時の裁判所に於て檢察官の意見を聞き料又の罰金の言渡を取消す可し但重罪裁判所閉廳の後其開廳する裁判所に其申立を爲す可し

第二百九十五條 証人呼出に應せざる時の檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又の裁判所の職權を以て公判を延期する

の言渡を爲しを得 檢察官自ら其請求を爲さる時と公判の延期に付き意見を陳述す可し

第二百九十六條 証人再度の呼出を受け仍は出廷せざる時の檢察官の意見を聞き前に定めたる料料罰金の二倍及び再度の呼出の費用を言渡す可し此場合よ於ても亦前條に從ひ再び公判を延期するを得但延期したる時の其証人に對し勾引狀を發す可し

第二百九十七條 第九十一條以下に規則の公判に於て新に命じたる鑑定人にも亦之を適用す但呼出に應せざる時の第

二百九十三條の規則は従ひ處分を可し

鑑定人れ鑑定したる事件に付き説明の爲め更に之を呼出す
時の證人に付き定めたる前數條の規則は従ひ處分に可し

第二百九十八條

被告人聾者啞者又の國語に通ぜざる者ある
時の第五百五十六條第五百五十七條の規則に従ふ

第二百九十九條

被告人數名ある時の裁判長其意見を述べ且
檢察官其他訴訟關係人の意見を聽き訊問の順序を定む可也

裁判長の事實發見の爲め必要ありとせる時の職權を以て其
順序を變更するを得

第二百條

證憑調濟の後檢察官民事原告人被告人其辨護人及

び民事擔當人の順次發言す可し

檢察官其他訴訟關係人の陳述の他より妨礙を爲すを得
檢察官其他訴訟關係人の迭ひ辨論を爲すを得但辨論の
最終にの被告人又の辨護人をして發言せしむ可し

第三百一條

檢察官公訴を拋棄すと雖も裁判所に於て本案
に付き相當の裁判を爲す可し

第三百二條

辨論中公判の手續に付き異議の申立ありたる時
の裁判所に於て檢察官の意見を聽き直ちに之を判決す可し
但其判決に對する控訴又の上告の本案の裁判言渡ありたる
後是非を爲すを得

第三百三條

民事擔當人の始審終審を問は何時までも其訴訟を關係することを得

又民事原告人の民事擔當人をして其訴訟を關係せしむることを得

若し異議の申立ありたる時の其裁判所を於て之を判決す可し其判決を對しての本案の裁判言渡を待たざして直ち上控訴又の上告を爲すとを得此場合を於ての本案の辯論を停止す

第三百四條 裁判所を於て刑の言渡を爲すに事實及び法律に依り其理由を明示し且一切の證據を明示す可し免訴の言渡を爲すに付ても亦同じ

第三百五條 無罪の言渡を爲すに其理由として被告人に對し犯罪の證據を明し可し

第三百六條 裁判所に於て公訴の裁判と同時に私訴の裁判言渡を爲す可し

私訴に付て取調未だ充分ならざる時の公訴の裁判ありたる後其裁判言渡を爲すことを得

第三百七條 被告人刑の言渡を受けたる時の裁判所の職權を以て公訴裁判費用の全部又の幾分を擔當す可きの言渡を爲す可し

免訴又ハ無罪の言渡ありたる場合に於て公訴裁判費用の官
又て之を擔當す可し

私訴裁判費用の民事の規則に従ひ敗訴したる者之を擔當す
可也

第三百八條 被告人刑の言渡を受けたると否とを問はず没収
ハ係らざる差押物品の所有主の請求なると雖も之を還付す
るの言渡を爲す可也

第三百九條 本案の裁判言渡ハ對する上訴の期限内又上訴あ
りたる時の其判決あるまで裁判執行を停止せしむ
第三百十條 禁錮以上の刑ハ言渡を受けたる者逃亡したる時

と現ハ捕ハ就クハ非ざれば上訴を爲すことを得ず

第三百十一條 勾留を受けたる者上訴を爲ス又は保釋を求む
る時と其申立書を監獄長ハ差出ス監獄長より之を其裁判所

の書記ハ差出す可し

第三百十二條 訴訟關係人又ハ其代人非常の變災厄難ハ因リ
上訴期限を經過したる場合ハ於て其旨を證明したる時の期

限を經過したるに因リ失ひたる權利を回復せんとを得但變
災厄難を免かれたるより通常の期限内に其證據を申立書に

添へ上訴を爲す可也

第三百十三條 書記ハ速に前條の申立書を對手人ハ送達す可

し對手人の三日内は答辯書を差出すとを得

上訴を判決す可き裁判所於ては會議局にて檢察官の意見を聽き先づ其上訴を受理す可きや否を判決す可し上訴を受理す可き者と判決したる時の書記を以て其旨を訴訟關係人は通知せしめ通常の規則に従ひ本案の裁判を爲す可し

上訴を受理す可のらざる者と判決したる時の他の原由ある

非ざれば即時に裁判執行を爲さしむ可し

第三百十四條 裁判言渡の辯論を終りたる後公廷に於て即時

之を爲し又の次日之を爲す可し

裁判言渡書の其言渡前裁判官之を作り書記と共に署名捺

印す可し

裁判言渡書に其言渡を爲したる裁判所年月日其事件に干

預しる檢察官の氏名を記載す可し

第三百十五條 訴訟關係人は其費用を以て裁判言渡書の謄本

又は其拔書を求むる事を得但上訴の爲め其求を爲したる時

は書記より二十四時内に之を下付す可し

第三百十六條 對審裁判より因り刑の言渡ありたる時の裁判長

より其言渡を受けたる者前條の請求及び其言渡を對し控

訴又の上告を爲すを得可き事及び其期限を告知し又闕席裁

判より因り刑の言渡ありたる時其言渡を對し故障を爲すを

得可きと及び其期限を言渡書に記載す可し
若し其告知又は記載なき時と通常の規則に従ひ其告知ある
まで上訴期限の経過を停止す

第三百十七條

書記は各事件に付き各別公判始末書を作り
左の條件其他一切の訴訟手續を記載す可し

一 裁判を公行したると又は傍聴を禁ずるの言渡ありする
と及び其事由

二 被告人の訊問及び其陳述

三 證人鑑定人の陳述及び宣誓を爲きたると若し宣誓を爲
さざる時の其事由

四 原被の證據物件

五 辨論中異議の申立あつたると後日を期して申立可し

事件を申立たると是等の事件に付き檢察官其他訴訟關
係人の意見及び裁判所の判決

六 辨論の順序及び被告人をして最終に發言せしめたる

第三百十八條

公判始末書は前條に記載たる條件の外官
渡を爲したる裁判所年月日裁判長陪席判事檢察官及び書記

の氏名を記載す可し

辨論數日と渉る時の其旨及び同一の裁判官出席したると
を記載す可し

辯論中豫備判事を去て代らしめたる時の其旨を記載す可し
檢察官及び書記に付ても亦同じ

第二百十九條

公判始末書の裁判言渡より三日内之を整理

し裁判長及び書記署名捺印す可し

裁判長の署名捺印せざる以前に公判始末書を檢閲し若し意

見ある時の其紙尾を記載す可し

第二百二十條

裁判言渡書及び公判始末書の正本の其裁判所

の書記局に保存す可し上訴ありたる時の裁判長及び書記

裁判言渡書及び公判始末書の謄本を認印し之を上訴書類に

添ふ可し

第二章 違警罪公判

第二百二十一條

違警罪裁判所は於て左の條件に因て公訴

を受け受理す

一 檢察官の請求を因り書記局より被告人を對を發せざる

第二百二十二條

豫審判事又は上等の裁判所の判決に因り其事件を移す

可き旨を記載す可し若し被告事件の記載なき場合於て被

第二百二十三條

呼出状を呼出する可き者の氏名職業住

第二百二十四條

呼出状を呼出する可き者の氏名職業住

所出廷の日時被告事件及び代人をして出廷せしむるを得

可き旨を記載す可し若し被告事件の記載なき場合於て被

告人未だ其證人を呼出さざる時の公廷よて其事件の告知を受けしる後其呼出及び辨護の爲め二日の猶豫を求むることを得

第三百二十三條 呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫あるべし

第三百二十四條 違警罪裁判官と被告事件急速を要する時の公判に取掛る前檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又職權を以て對手人の立會を要せずして檢證處分を爲はことを得

第三百二十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫を以て之を呼出す可也

又呼出を受らずして出廷したる者と雖も訊問前其名刺を書記し差出したる時の裁判所よ於て證人として其陳述を聽くことを得

第三百二十六條 書記の各事件毎に訴訟關係人の氏名を呼立つ可し若し其呼立に應せざる時は他の事件の裁判を終りたる後其事件を裁判す可し

第三百二十七條 違警罪裁判官は最初に被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を問ふ可し
官吏の作たる調書又の申立書ある時の書記之を朗讀を可し
檢察官の被告事件を陳述を可し

第三百二十八條

違警罪裁判官の被告人に被告事件を承認するや否を訊問す可し

若し被告人代人を以て白状を爲し其署名捺印しる書面を差出す可し

第三百二十九條

被告人の白状ありたる時の他の證憑を差出する及び若し但裁判所於ての檢察官民事原告人の請求より又の職權を以て之を差出さしむるを得る時若し白状なき時の原被の證人を訊問し其他證憑ある時之を差出す可し

第三百三十條

檢察官の法律の適用より付き意見を陳述す可し民事原告人の被害事件を證明し及び要償より付き意見を陳述す可し

被告人民事擔當人又の其代人の答辨を爲す可し

第三百三十一條

呼出を受りたる被告人民事擔當人又の其代人出廷せざる時の檢察官及び民事原告人の請求する所を聽き闕席裁判を爲す可し

第三百三十二條

闕席裁判言渡書の檢察官其他訴訟關係人の請求に因り闕席したる者又の其住所に之を送達す可し闕席裁判を受けたる者故障を爲さんとする時の言渡書の送達ありたるより三日内其申立書を書記局に差出す可し

第三百二十三條

裁判所は於て先づ故障の申立を受理す可き

や否を判決す可し若し受理す可き者と判決したる時の書記

より故障ありつると及び其事件を公判し付と可き日時を故

障の對手人に通知する爲め呼出状を送達す可し但其送達と

出廷との間少くも二日の猶豫ある可し

又公判に付す可き日時を其前日に故障の申立人に報知す可

し

第三百三十四條

故障の申立を受理したる場合に於ては第三

百二十六條より第三百三十條までの規則に従ひ更ニ裁判を

爲す可し

其裁判は開席しざる者の故障を爲すことを得ず

第三百三十五條 犯罪の證據充分ならざる時の裁判所は於て

無罪の言渡を爲す可し又第二百二十四條第三以下の場合に

於ては免訴の言渡を爲す可し

第三百三十六條 被告事件違警罪にして且證據充分なる時の

法律は従ひ刑の言渡を爲す可し

第三百三十七條 被告事件重罪又は輕罪ある時の管轄違の言

渡を爲し其事件を輕罪裁判所檢事に送致す可し但被告人は

對し勾留状を發することを得

第三百三十八條 違警罪裁判所の裁判言渡に對しては左の區

別不從ひ輕罪裁判所に控訴するとを得

一 被告人の勾留の刑の言渡を受たる時

二 民事原告人被告人及び民事擔當人は要償ふ付ての言渡

民事上治安裁判所の終審の金額を超過しうる時

三 檢察官其他訴訟關係人の上記記載しうる原由あらざる

時と雖も管轄違越權擲律の錯誤又は無効の記載ある規

則も背きたる時

第三百二十九條 控訴を爲さんとする者は原裁判所の書記局

其申立書を差出可し但其申立の期限の對審裁判を付す

の言渡より三日内又闕席裁判を付す故障あらざる時の本人

又の其住所の言渡書の送達ありたるより五日内とは

控訴を爲すの申立ありたる時の書記より其旨を對手人に通

知す可し

第三百四十條 訴訟の關する一切の書類の檢察官より控訴を

受く可き裁判所の書記局に之を送致す可し

若し檢察官控訴の申立人又の對手人なる時の控訴を受く可

き裁判所の檢察官に其意見書を差出す可し

第三百四十一條 控訴を受く可き裁判所に於ての書記局は

訴訟關係人に對し呼出狀を發したる後其裁判に取掛る可し

呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫ある可し

証人の呼出状の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を呼出可し

第三百四十二條 控訴の對手人の其裁判言渡あるまで何時も

ても附帶の控訴を爲はとを得但附帶の控訴の公廷於て直ち之を申立るとを得

第三百四十三條 控訴を係る事件の輕罪の裁判を爲す付き

定めたる規則に從ひ之を裁判と可し

檢察官其他訴訟關係人の裁判長の允許を得るも非ざれば新

ある証人又の始審於て陳述しる証人を呼出すとを得

第三百四十四條 控訴を受けざる裁判所於ては原裁判言渡

を認可するの言渡を爲し又之を取消し更ニ裁判言渡を爲す可し

被告人のみ控訴を爲しる時の原裁判言渡より重き刑を言渡とを得

私訴に付ての控訴の裁判の通常民事の規則に從ふ

第三百四十五條 第三百四十一條以下の規則に控訴の闕席裁判に付ても亦之を適用す

第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人の違警罪事件の終審の對審裁判言渡に對し上告を爲すとを得

第三章 輕罪公判

第三百四十七條

輕罪裁判所に於て左の條件に因て公訴を受理す

一 檢察官の請求より書記局より被告人の對立を發したる呼出狀

二 豫審判事輕罪裁判所會議局又の上等の裁判所の判決より因り其事件を移すの言渡

第三百四十八條

呼出狀に付ての第三百二十二條第三百二十三條の規則に従ふ

第三百四十九條

被告事件罰金の刑に該る可き時の代人とて出廷せしむるを得へる言を呼出狀に記載す可し

民事原告人及び民事擔當人の代人をして出廷せしむるを得

第三百五十條

證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百五十一條

第三百二十四條の規則の豫審を経る輕罪事件も亦之を適用す

第三百五十二條

檢察官の裁判長より被告人の氏名年齢職業住所及び出生の地を問ひたる後被告事件を陳述す可し

民事原告人の被告事件を證明す可し

調書又の申立書ある時の書記をして之を朗讀せしめ次は原告

被證人の陳述を聴き且證據物件を被告人より示し辨解を爲さ
まむ可し

被告人及び民事擔當人の答辨を爲す可し

第三百五十三條 檢察官の法律の適用を付し其意見を陳述す
可し

民事原告人の要償に付し其意見を陳述す可し
被告人及び民事擔當人の更し答辨を爲はとを得

第三百五十四條 罰金の刑に該る可し被告人又の第二百六十
九條の規則に從ひ闕席裁判を爲すとを得可し被告人其呼出
の日時に出廷せざる時の闕席裁判を爲す可し

第三百五十五條 闕席裁判に關する第三百三十一條より第三

百三十四條まで規則に此章をも亦之を適用す

第三百五十六條 闕席裁判に因り禁錮の刑の言渡を受けたる

被告人の左の場合を除くの外刑の期滿免除に至るまで故障
を爲すとを得

一 被告人本案の裁判前豫め裁判す可し事件を申立たる
時

二 裁判言渡書を本人より送達したる時

三 被告人裁判執行に因り刑の言渡ありたることを知ると
の證ある時

第一の場合に於ける言渡書の送達ありたるより第二第三の場合に於ける言渡ありたるを知りしより二日以内に故障を爲すことを得

第三百五十七條

裁判所に於て事實發見の爲め必要ありとす

る時の檢察官其他訴訟關係人の請求を因り又職權を以て蘇るる證人を呼出し鑑定人を命ぜ若くは臨檢を爲すことを得
但是等の處分を爲す付ての第二編第三章に定めらるる規則に従ふ

又豫審を経ざる事件

付ての豫審判事をして其指示する

所の條件に付取調を爲し且其の報告書と差出らしむることを得

得

第三百五十八條

犯罪の證據充分あらざる時の裁判所に於て

無罪の言渡を爲す可し

又第三百二十四條第三以下の場合に於て免訴の言渡を爲す可し

本條の場合に於て被告人勾留を受ざる時の放免の言渡を爲す可し

第三百五十九條

被告事件違警罪ある時の終審の裁判言渡を爲す可し

又且被告人勾留を受たる時の釋放の言渡を爲す可し

第三百六十條

被告事件重罪なる時と管轄違の言渡を爲し若し豫審を経ざる時の豫審判事を送付するの言渡を爲す可し

但被告人勾留を受たる時の勾引状を發す可し
訴證書類及び證據物件の檢察官より之を豫審判事へ送達し
可し

第三百六十一條 被告事件豫審を経たる時の之を其裁判所の
會議局へ送付するの言渡を爲す可し

會議局に於ての第二百五十三條第二百五十五條の規則に従
ひ取調を爲し被告人を管轄裁判所へ送付するの言渡を爲す
可し

第三百六十二條 會議局の言渡に因り事件を受理したる場合
よ於て新なる證據を發見するとおきて其事件を重罪なり

とする時の管轄違の言渡を爲す可し

檢事の大審院に裁判管轄を定むるは訴を爲す可し

第三百六十三條 前二條の場合よ於ての會議局又の大審院の
判決あるまで檢察官の請求に因り又の裁判所の職權を以て
被告人を其裁判所の權倉へ留置するの言渡を爲すことを得
又第二百十條以下の規則に従ひ保釋に付き判決を爲すことを

得

第三百六十四條 被告事件輕罪にして且證據充分ある時は法
律に従ひ刑の言渡を爲す可し
被告人禁錮の刑の言渡を受けたる時の當然保釋責付を取消

したる者とし但上訴中更に保釋を求むるを得

第三百六十五條 檢察官其他訴訟關係人の左の區別に従ひ輕罪裁判所の裁判言渡し對し控訴裁判所に控訴するを得

一 檢察官の無罪免訴又ハ刑の言渡ありたる時但違警罪事件として言渡ありたる場合に於てハ其事件を輕罪あり

とす時 前二款の事件ハ其事件を輕罪ありとす時

二 被告人の違警罪に付く言渡を除くの外刑の言渡を受

けたる時

三 民事原告人被告人及び民事擔當人の要償に付ての言渡 民事上始審裁判所の終審の金額を超過したる時

四 檢察官其他訴訟關係人の管轄違越權擬律の錯誤又ハ無効の記載ある規則に背記する時

第三百六十六條 控訴ハ裁判言渡ありたるより五日内ハ之を

爲はとを得

關席裁判を受たる者の刑の期滿免除に至るまで何時に

も故障を爲さずして直ちハ控訴を爲すとを得但第三百五十

六條の場合ハ於てハ五日内に之を爲と可し

第三百六十七條 公訴の裁判言渡に對し控訴ありたる場合ハ

於てハ被告人勾留を受たる時の檢察官より之を控訴裁判

所の監倉ハ移す可し

第三百六十八條 第三百三十九條より第三百四十二條まで及

び第三百四十四條の規則の此章よも又之を適用す

第三百六十九條

輕罪裁判所檢察事の控訴又は檢察長の附帶の

控訴ありたる場合於て被告事件を重罪なりとする時の

第二百五十五條の規則に從ひ會議局に於て重罪裁判所に移

すの言渡を爲す可し

第三百七十條

控訴の闕席裁判及び其故障に付ては始審の闕

席裁判及び其故障に付て定めたる規則に從ふ

第三百七十一條

檢察官其他訴訟關係人の輕罪裁判所の終審

の對審裁判言渡及び控訴裁判所の對審裁判言渡に對し生告

を爲すとを得

第四章 重罪公判

第三百七十二條

重罪裁判所に於ては左の條件に因て公訴を

受理す

一 豫審判事又は輕罪裁判所會議局の判決に因り其事件を

移すの言渡

二 控訴裁判所又は大審院の判決に因り其事件を移すの言

渡し

第三百七十三條

重罪裁判所に移すの言渡し確定したる時の

左の區別に從ひ公訴狀を作る可し

控訴裁判所に於て重罪裁判所と開く時の検事長公訴状を作
る可し

始審裁判所に於て重罪裁判所を開く時の検事長公訴状を作
り又の重罪裁判所検察官の職務を行ふ可き検事をして之を
作らしむ可し

第三百七十四條 公訴状に左の條件を記載し可し

- 一 被告事件の始末及び加重減輕の模様
- 二 被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地
- 三 豫審に於て集取しうる原被の證據
- 四 罪名法律の正條及び重罪裁判所に移すの言渡の概略

第三百七十五條 公訴状の重罪裁判所に移すの言渡書に記

載せたるより以外の事件又の被告人を記載し可からざ

第三百七十六條 重罪裁判所に移すの言渡書同一の被告人

に對し附帶し非ざる數個の重罪を記載せたる場合は於て檢
察官の各別公訴状を作りたる上に各別に辨論を爲すこ
とを裁判所長に請求するを得

裁判所長の同一の公訴状に附帶し非ざる數個の重罪を記載
しうる場合に於て其職權を以て各別に辨論を爲さしむると
を得又數個の公訴状に記載したる事件に付に同時に辨論を
爲さしむるを得

第三百七十七條 書記の被告人出廷より少くとも五日前に公訴状の謄本を被告人へ送達と可し

被告人數名ある時の各別其謄本を送達す可し

第三百七十八條

重罪裁判所長又其委任を受たる陪席判事の公訴状の送達ありたるより二十四時の後書記の立會ひ依り被告事件付き被告人を訊問し且辯護人を選任したりや否を問ふ可し

若し辯護人を選任せざる時の裁判所長の職權を以て其裁判所々屬の代官人中より之を選任と可し

被告人及び代官人より異議の申立なき時の代官人一各をして被告人數名の辯護を爲さしめんとを得

辯護人を選任したるより三日の後お非ざれば辯論お取掛ることを得

第三百七十九條 辯護人差支ある時若くは被告人より之を改選す可き正當の事由を申立たる時被告人自ら辯護人を選任するよ非ざれば前條の規則に従ひ裁判所長より之を選任可し但辯護人を改選したる時の三日間辯論を停止す可し

第三百八十條 書記の第三百七十八條の場合よ於て訊問の調書を作り辯護人を改選するよ付き其式を履行したるを記載す可し

載す可し

第三百七十七條 書記は被告人出廷より少くとも五日前に公訴状の謄本を被告人に送達し可し

被告人數名ある時の各別其謄本を送達す可し

第三百七十八條 重罪裁判所長又其委任を受たる陪席判

事の公訴状の送達ありたるより二十四時の後書記の立會

依り被告事件に付き被告人を訊問し且辯護人を選任したり

や否を問ふ可し

若し辯護人を選任せざる時の裁判所長の職權を以て其裁判

所々屬の代理人中より之を選任し可し

被告人及び被告人より異議の申立なき時の代理人一各を

て被告人數名の辯護を爲さしめんとを得

辯護人を選任したるより三日の後非ざれば辯論を取掛る

ことを得ぞ

第三百七十九條 辯護人差支ある時若くは被告人より之を改

選す可き正當の事由を申立たる時被告人自ら辯護人を選任

するも非ざれば前條の規則に従ひ裁判所長より之を選任

可し但辯護人を改選したる時の三日間辯論を停止す可し

第三百八十條 書記の第三百七十八條の場合に於て訊問の調

書を作り辯護人を改選するも付き其式を履行したるを記

載す可し

辯論中辯護人を改選し及び辯論を停止したる時は公判始末書に其旨を載記可すし

第三百八十一條 辯護人なくして辯論を爲したる時は刑の言渡は効あり可し

第三百七十七條より第三百七十九條までの規則に背きたる
とありと雖も辯論を取掛る前より非ざれば被告人より異議は
申立を爲すとを得

第三百八十二條 辯護人の第三百七十八條は處分ありたる後
被告人と接見するとを得
又書記局は於て一切の訴訟書類を閲讀し且之を抄寫すると
を得

辯護人を除くの外何人と雖も重罪裁判所へ移すの言渡あり
たるより裁判言渡あるまで被告人と接見するとを得但被
告人現お拘留を受くる地の裁判所長の允許を得たる時此
限は在らざ

第三百八十三條 檢察官及び民事原告人の請求お因り呼出し
たる證人の氏名目録の開廷より一日前之を被告人に送達す
可し

被告人の請求お因り呼出したる證人の氏名目録の同上の期
限内お書記より之を檢察官へ送致し民事は付さ呼出したる

証人の氏名目録の之を民事原告人へ送達す可し

第三百八十四條

前條の規則に従ひ豫め氏名を通知せざる證

人の陳述の事實参考の爲め非ざれば之を聞くことを得ず但

對手人より異議なきことを申立る時の證人として其陳述を聽

くことを得

第三百八十五條

證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも

も二日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百八十六條

裁判長の開廳の日に當り公廷に於て陪席判

事檢察官の面前にて開聽す可きことを陳述す可し但被告人を

呼出す可らざる

第三百八十七條

裁判長辨論二日以上に渉る可しと思料した

る時の重罪裁判所々在の地の裁判所判事一名を以て豫備陪

席判事と爲すことを得

第三百八十八條

裁判官檢察官及び書記各々其席に就きた

る後即時に訊問及び辨論を取掛る可し

裁判長の先づ被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を

問ふ可し

若し其答辭と豫審中の陳述と齟齬ありと雖も公訴狀に記載

したる被告人に相違なき時の引續き辨論を爲す可し

第三百八十九條

書記の呼出たる證人の氏名を呼立可し

其呼立お應じたる證人の扣席に退かしめ陳述を爲すふ當り
順次之を呼入る可し

第三百九十條 裁判長と書記をして公訴狀を朗讀せまひるに
付き注意して聽く可たを被告人に告知す可し

第三百九十一條 裁判長の書記前條の朗讀を終りたる後被告
人を訊問す可し

被告人豫審中お白狀たる事件を確認せま又之を取消さ
んとする時は其事由を辯明せまむ可し

第三百九十二條 裁判長の前條の訊問を終りたる後證憑を差
出たは從ひ其證憑に付き辨解を爲し且自己の利益と爲る可
き反證を差出すを得可きとを被告人に告知す可し

第三百九十三條 裁判長の原告證人陳述を終りたる毎に被
告人に意見ありや否を問ふ可し

第三百九十四條 證人の陳述を爲したる後其扣席お留る可し
但し裁判長より退廷れ允許を得たる時の此限は在ら

陪席判事檢察官被告人及び民事原告人の更し證人を訊問す
ると又證人をして他の證人と對質せしむるを請求するを
得

裁判長の職權を以て前項の處分を爲すことを得

第三百九十五條

裁判長の證人愛憎畏懼の念を生じ被告人の面前に於て充分なる陳述を爲すことを得ざる可しと思料し

る時の檢察官民事原告人の請求を因り又の職權を以て其證

人の陳述中被告人を退席せしむることを得裁判長の證人陳述

を終りたる後再び被告人を公廷に呼入れ其陳述をたる條件

を告知し且被告人の意見ある時の之を申立を可し可也

第三百九十六條

裁判長の第三百條に定めたる手續の終りたる後公訴を付き辨論の終結したることを言渡す可也

第三百九十七條

檢察官及び被告人の辨論中に見出したる條件を付き豫審を求むることを得裁判所に於て其請求を認可

する時は重罪裁判所を開きする裁判所の判事一名を以て豫審を爲す且其報告書を差出さる可也

第三百五十七條

第一項の規則は本條にも亦之を適用す

第三百九十八條

辯論終結の言渡ありたる時の檢察官法律適用の爲め其意見を陳述す可し

被告人及び辯護人は檢察官の意見其當を得ざることを辯論するを得

第三百九十九條

前條の辯論を終りたる後民事原告人の私訴に附き其請求する所を陳述す可し被告人辯護人及び民事擔

當人の答辯を爲すことを得